

# 神奈川県 新型インフルエンザ等対策行動計画

平成30年3月

## 一目次一

第	1	草	総	論	( [	まし	ل کا	めに	)							•	• • • • • • •	• • •	1
	1	新	型	1	ン:	フノ	レニ	ェン	ザ等	対領	<b>€特</b> 另	削措置	鬒法ℓ	り制定	<u>.</u>				1
	2	取	組	の	経糸	韋													1
	3	行	動	計	画(	りも	作月	戉											2
第	2	章	新	型	イ:	ノ.	フノ	レエ	ンザ	等文	対策の	つ実が	色に関	関する	基本的	な	方針・・・	• •	4
	1	新	型	イ:	ンフ	ノレ	、エ	ンサ	ょ 等す	策(	の目的	り及び	基本	的な単	戦略				4
	2	新	型	1	ン:	フノ	レニ	ェン	ザ等	対領	きの 碁	基本的	り考え	え方					5
	3	新	型	1	ン:	フノ	レニ	ェン	ザ等	対領	食実施	恒上の	つ留意	京点					7
	4	新	型	1	ン:	フノ	レニ	ェン	ザ等	発生	<b>上時</b>	つ被害	<b>亨想</b> 5	官等					9
	5	対	策	推	進(	D 1	t= 8	かの	役割	分割	旦								11
	6	行	動	計	画(	D E	主	要 6	項目										14
		(1)	実	施	体制	訓													14
		(2)	サ	_	ベィ	1 -	ラ:	ンス	• 情	報川	又集								19
		(3)	情	報	提信	<del></del>	• ‡	共有											19
		(4)	予	防	• 7	ŧ,	<b>₩</b>	延 防	止								• • • • • • •	• • •	22
		(5)	医	療															27
		(6)	県	民	生活	舌刀	及 (	ゾ県	民経	済0	り安け	目の研	隹保				• • • • • • •	• • •	30
	7	行	動	計	画到	起抗	施_	Lの	留意	点						•	• • • • • • •	• • •	30
	8	発	生	段	階											•	• • • • • • •	• • •	31
X		参考	資	料															
	1	新	型	1	ン:	フノ	レニ	ェン	ザ等	対領	乗の 主	E な ii	たれ	(イメ	ージ)				33
	2								一覧							•	• • • • • • •	• • •	34
第	3	章	各	段	階(	= d	おし	ナる	対策							•	• • • • • •	• • •	51
	1	未	発	生	期											•	• • • • • •	• • •	51
		(1)	実	施	体制	訓										•	• • • • • •	• • •	51
		(2)	サ	_	ベノ	1 -	ラ :	ンス	• 情	報川	又集					•	• • • • • •	• • •	53
		(3)	情	報	提信	<del></del>	• ‡	<b>共有</b>								•	• • • • • •	• • •	54
		(4)	予	防	• 5	ŧ,	<b>4</b> ₹	<b>延防</b>	止							•	• • • • • •	• • •	55
		(5)	医	療												•	• • • • • •	• • •	56
		(6)	県	民	生活	舌刀	及で	グ県	民経	済0	り安気	目の研	隹保			•	• • • • • • •	• • •	58
	2	海	外	発	生其	钥										•	• • • • • •	• • •	60
		(1)	実	施	体制	訓										•	• • • • • •	• • •	60
		(2)	サ	_	ベノ	1 -	ラ :	ンス	• 情	報川	又集					•	• • • • • •	• • •	62
		(3)	情	報	提信	<del></del>	• ‡	<b>共有</b>								•		• • •	62
		(4)	予	防	• 5	ŧ,	<b>€</b>	延 防	止							•		• • •	63
		(5)	医	療												•		• • •	65
		(6)	県	民	生活	舌刀	及 (	ゾ県	民経	済0	り安け	目の研	寉保				• • • • • •	• • •	66

3	県	内	未発	生	期														• •	• • •		67
	(1)	実力	施体	制																		67
	(2)	サ-	ーベ	1	ラ:	ンス		情	報」	収:	集								• •			69
	(3)	情報	報提	供	• ;	共有	Ī												• •			69
	(4)	予	<b>坊</b> •	ま	ر ک	延防	止												• •			70
	(5)	医纲	尞																• •	• • •		73
	(6)	県」	民生	活	及で	び県	民	経	済	の :	安员	E 0	の確	〖保					• •	• • •		74
4	県	内	発生	早:	期															• • •		77
	(1)	実力	施体	制															• •	• • •	• • • •	77
	(2)	サ-	ーベ	1	ラ	ンス	•	情	報」	収:	集								• •	• • •	• • • •	79
	(3)	情報	報 提	供	• ;	共有	Ī												• •	• • •		79
	(4)	予	<b>方・</b>	ま	ん 3	延防	止												• •	• • •		80
	(5)	医纟	尞																• •	• • •	• • • •	82
	(6)	県」	民生	活	及で	び県	民	経	済	の :	安瓦	Έ¢	の確	【保					• •	• • •		84
5	県	内,	彭染	期															• •	• • •		85
	(1)	実力	施体	制															• •	•••	• • • •	85
	(2)	サ-	ーベ	1	ラ	ンス	•	情	報」	収:	集								• •	•••	• • • •	87
	(3)	情報	報 提	供	• ;	共有	Ī												• •	•••	• • • •	87
	(4)	予	<b>方•</b>	ま	ر ک	延防	止											• •	• •	• • •	• • • •	88
	(5)	医纟	尞															• •	• •	• • •	• • • •	90
	(6)	県」	民生	活.	及で	び県	民	経	済	の :	安员	Ē (	の確	【保				• •	• •	• • •	• • • •	91
6	小,	康	钥															• •	• •	• • •	• • • •	94
		実力																• •	• •	• • •	• • • •	94
	(2)	-		-	-			情	報」	収:	集							• •	• •	• • •	• • • •	95
	(3)	情報	報 提	供	• ;	共有	Ī											• •	• •	• • •	• • • •	96
	(4)		<b>方•</b>	ま	ん <del>3</del>	延防	止											• •	• •	• • •	• • • •	96
	(5)	医	尞															• •	• •	• • •	• • • •	96
	(6)												-					• •	• •	• • •	• • • •	97
別添	-			鳥	イ:	ンフ	ル	エ	ン・	ザ	がノ	人了	で角	έ症	し <i>た</i>	こ場	合等	• •	• •	• • •	• • • •	98
		対	-																			
×	参考		-															• •	• •	• • •	• • • •	100
1		語角																• •	• •	• • •	• • • •	100
2		奈月																• •	• •	• • •	• • • •	104
3		- 1				-			-			-		-				• •	• •	• • •	• • • •	105
4	各	·発生	主段	階	にる	おけ	ける	主	な	対	応じ	こほ	関す	~る?	第 5	5 版	との	• •	• •	• • •	• • • •	108
	比較																					
5	新	·型·	イン	フ	ル	エン	/ザ	等	対	策	特兒	别扌	昔置	法						• • •		109

## 第1章 総論(はじめに)

#### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関「、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

#### 2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、2005年(平成17年)に、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画<sup>2</sup>」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、2008年(平成20年)の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成20年法律第30号)で、新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、2009年(平成21年)2月に、新型インフルエンザ行動計画を改定した。

<sup>1</sup> 指定公共機関とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第3条で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人をいう。指定地方公共機関とは、特措法第2条第7号の規定に基づき公共的機関及び公益的事業を営む法人で知事の指定するものをいう。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> "WHO Global Influenza Preparedness Plan"2005年(平成17年)WHOガイダンス文書

同年4月に、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人 $^3$ であり、死亡率は0.16(人口10万対) $^4$ と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等 $^5$ が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国においては、行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制化の検討を重ね、2012年(平成24年)5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

## 3 行動計画の作成

本県においては、新型インフルエンザに係る対策について、2005年(平成17年)12月に「神奈川県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、これまでの国の行動計画の改定を踏まえ、2012年(平成24年)9月には、5回目となる改定を行ってきた。

このたび、政府は、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策 政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)」を2013年(平成25年) 6月7日に作成した。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

3

<sup>3 2010</sup>年(平成22年)9月末の時点でのもの。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 各国の人口10万対死亡率日本:0.16、米国:3.96、カナダ:1.32、豪州:0.93、英国:0.76、フランス:0.51ただし各国の死亡数に関してはそれぞれ定義が異なり、一義的に比較対象とならないことに留意が必要(厚生労働省資料による。)。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 新型インフルエンザ (A/H1N1) 対策の検証結果は、2010年 (平成22年) 6月、厚生労働省新型インフルエンザ (A/H1N1) 対策総括会議報告書として取りまとめられた。

県は、特措法第7条の規定により、政府行動計画に基づき、2012年(平成24年)9月に改定した県の行動計画を見直し、「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)」を作成する。

県行動計画は、神奈川県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めるものである。

県行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ<sup>6</sup>」という。)
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ(鳥から人に感染したもの)は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、県行動計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。

今回、新型インフルエンザ等対策有識者会議における議論を踏まえて、 平成29年9月12日に政府行動計画の一部変更について閣議決定がされ、 「抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量を変更したことによる記述の 修正」等が行われたことにより、本計画を平成30年3月に改定した。

2015年9月、ニューヨークの国連本部において「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals 略称SDGs)を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。日本政府も2016年5月20日に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「持続可能な開発目標推進本部」を設置、同12月22日には「SDGs実施指針」を策定し、その中で各地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励」している。本計画においても今後、この趣旨を踏まえて取り組むこととする。

今後も引き続き新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ、また、新型インフルエンザ等対策についてもPDCA (Plan・計画-Do・実践-Check・検証-Action・改善)サイクルの視点等に基づいた検証等を通じ、適時適切に県行動計画の変更を行うものとする。

3

<sup>6</sup> 感染症法第6条第7項第2号に規定する再興型インフルエンザを含むものとする。

#### 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

#### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、そして本県への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、県民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、県民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を県の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

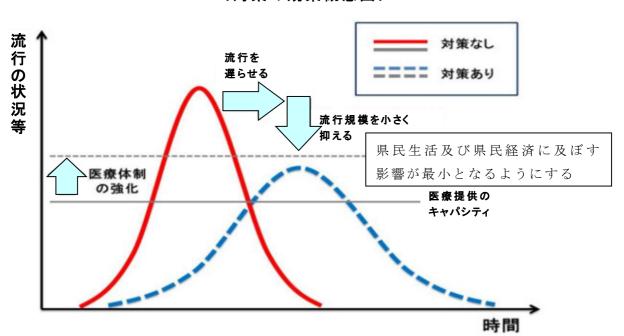
### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行の最盛期を遅らせ、医療体制の整備やワク チン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行の最盛期の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を 軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提 供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適 切な医療を受けられるようにする。

## (2) 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 県内での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は県民生 活及び県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

#### <対策の効果概念図>



## 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に 対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。県行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、本県の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。(具体的な対策については、「第3章 各段階における対策」に記載する。)

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが県民生活及び県民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

- ・ 発生前の段階では、国による水際対策<sup>7</sup>の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄やワクチンの研究・開発と供給体制の整備に加え、県による抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や県内の医療体制の整備、県民に対する啓発や県、市町村、事業者等による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- ・ 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施 のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国であるとの特性を生かし、国による検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

-

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 水際対策は、あくまでも国内発生をできるだけ遅らせる効果を期待して行われるものであり、ウイルスの侵入を完全に防ぐための対策ではない。

- ・ 国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- ・ なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、さらなる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その 縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

- ・ 国内で感染が拡大した段階では、国、県、市町村、事業者等は相互に 連携して、医療の確保や県民生活・県民経済の維持のために最大限の努 力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが 想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかない ことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処し ていくことが求められる。
- ・ 事態によっては、地域の実情等に応じて、県が関係省庁や政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを県民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混

乱を回避するためには、国、県、市町村、指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や県民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS $^8$ のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

#### 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市町村又は指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

## (1) 基本的人権の尊重

国、県、市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用(特措法第29条)、医療関係者への医療等の実施の要請等(特措法第31条)、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等(特措法第45条)、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用(特措法第49条)、緊急物資の運送等(特措法第54条)、特定物資の売渡しの要請(特措法第55条)等の実施に当たって、県民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする(特措法第5条)。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、県民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

## (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型イ

\_

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 2003年(平成15年)4月3日、SARS(重症急性呼吸器症候群)は感染症法上の新感染症として位置付けられた。同年7月14日、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため、指定感染症として位置付け。同年10月10日、SARSの一連の状況を契機とした感染症対策の見直しに関する感染症法及び検疫法の一部を改正する法律が成立し、同法において、感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高いなどの理由から、一類感染症として位置付けられた。なお、現在は二類感染症として位置付けられている。

ンフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

## (3)関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部(特措法第15条)、県対策本部(特措法第22条)、市町村 対策本部(特措法第34条)は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型イン フルエンザ等対策を総合的に推進する。

県対策本部長から政府対策本部長に対して、又は、市町村対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、政府対策本部長又は県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

#### (4)記録の作成・保存

国、県、市町村は、発生した段階で、政府対策本部、県対策本部、市町村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

#### (1)新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触 感染が主な感染経路と推測される<sup>9</sup>など、基本的にはインフルエンザ共通 の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ(H5N1)等 に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率と なり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

県行動計画の作成に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定 として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフ ルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態も あり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型イ ンフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫 の状態等)、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性につ いても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期 も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国は、政府行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知 見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例 として、発病率については、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患 するとし、致命率については、アジアインフルエンザ等並みの中等度の 場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定 している。

国が推計した流行規模を基に、本県における受診患者数、入院患者数、 死亡者数を推計すると次表のとおりとなり、県行動計画でもこれを参考 とする。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> WHO"Pandemic Influenza Preparedness and Response"2009年(平成21年)WHO ガイダンス文書

## <神奈川県内の新型インフルエンザ患者数の試算 (米国CDCモデルによる)>

	神奈	川県	全国				
医療機関を受診 する患者数	約92万人~	~約177万人	約1,300万人~約2,500万人10				
入院患者数	中等度	重度	中等度	重度			
八阮忠有剱	~約3万7千人	~約14万1千人	~約53万人	~約200万人			
死亡者数	中等度	重度	中等度	重度			
グレー有数	~約1万2千人	~約4万5千人	~約17万人	~約64万人			

- ※1 神奈川県年齢別人口統計調査(平成22年1月1日現在)データにより試算。
- ※2 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザの データを参考にアジアインフルエンザ等での致命率を 0.53% (中等度)、ス ペインインフルエンザでの致命率を 2.0% (重度)として、国の行動計画の被 害想定を参考に想定した。
- ※3 この推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。
- ※4 この推計による被害想定については、現時点においても多くの議論があり、 科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集 に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは 困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのある ものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理 として対応する必要があり、併せて特措法の対象としたところである。そ のため、新型インフルエンザ等の発生を前提とした被害想定を参考に新感 染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見 に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も 念頭に置く必要がある。

10

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> 米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて、医療機関受診患者数は、約1,300万人~約2,500万人と推計。

## (2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 国民の25%が、流行期間(約8週間)に最盛期を作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- ・ 最盛期(約2週間)<sup>11</sup>に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度<sup>12</sup>考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、最盛期(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 5 対策推進のための役割分担

#### (1)国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。(特措法第3条第1項)

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める(特措法第3条第2項)とともに、世界保健機関(WHO)その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。(特措法第3条第3項)

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新

-

<sup>11</sup> アメリカ・カナダの行動計画において、最盛期期間は約2週間と設定されている。National Strategy for pandemic influenza (Homeland Security Council, May 2006) The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (Public Health Agency of Canada, Dec 2006))

 $<sup>^{12}</sup>$  2009年 (平成21年) に発生した新型インフルエンザ (A/H1N1) の最盛期に医療機関を受診した者は国民の約1% (推定)

型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的 対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意 見を聴きつつ、対策を進める。

## (2) 県、市町村の役割

県及び市町村は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。(特措法第3条第4項)

#### 【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

県は、国及び市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

## 【市町村】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

なお、保健所を設置する横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び藤沢市(以下「保健所設置市」という。)については、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められ、県と保健所設置市は、地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図る。

#### (3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定

及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

## (4) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特 措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を 有する。

## (5)登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。 (特措法第4条第3項)

## (6)一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。(特措法第4条第1項・第2項)

#### (7)個人

\_

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用<sup>13</sup>・咳エチケット・手洗い・うがい<sup>14</sup>等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する 賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。

<sup>14</sup> うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。(特措法第4条第1項)

## 6 行動計画の主要 6 項目

行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する」及び「県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1)実施体制」、「(2)サーベイランス・情報収集」、「(3)情報提供・共有」、「(4)予防・まん延防止<sup>15</sup>」、「(5)医療」、「(6)県民生活・県民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

## (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の 県民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の 縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必 要がある。

このため、本県としては、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、 全庁一丸となった取組を行うとともに、国、市町村、事業者が相互に連携 を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

県は、新型インフルエンザ等が発生する前においては、「神奈川県新型インフルエンザ等対策会議」等を常時設置し、関係局等が連携・協力して新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討する等、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合は、知事を本部長とする「神奈川県新型インフルエンザ等対策本部」を直ちに設置(特措法第22条第1項)し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、県の対処方針、対策等を決定し、実施する。また、必要に応じて、「現地新型インフルエンザ等対策本部」を設置するなど、県内における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図る。さらに、政府対策本部長が、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認め、特措法に基づく「緊急

\_

 $<sup>^{15}</sup>$  まん延防止とは、インフルエンザの場合、疾患の特性 (不顕性感染の存在、感染力等)から感染の拡大を完全に防ぎ止めることは不可能であり、流行の最盛期をできるだけ遅らせ、またその最盛期の患者数等を小さくすることである。

事態宣言<sup>16</sup>」を行い、本県を緊急事態措置を実施すべき区域(特定都道府 県)として指定した場合には、県は、政府対策本部の基本的対処方針に基 づき、県の対処方針を変更し、必要な措置を講ずる。

新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められることから、県は、行動計画の作成等に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、また、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取するため、新型インフルエンザ等専門委員会を設置し、専門的意見を聴く。

なお、市町村においても、行動計画の作成等に際し、医学・公衆衛生の 学識経験者の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意 見を適宜適切に聴取することが求められる。

新型インフルエンザ等対策の実施体制の整備に当たっては、内閣官房、 国立感染症研究所、横浜検疫所、東京検疫所川崎検疫所支所、保健所設置 市、市町村、医療機関等との連携、協力に特に留意する。

対策本部長が必要であると認めたときに、現地新型インフルエンザ等対策本部を設置する地域県政総合センターにおいては、保健福祉事務所等の県機関、市町村、事業者等との連絡会等を、平時から必要に応じて開催するなど、地域における円滑な情報共有体制を構築し、新型インフルエンザ等対策の推進に努める。

在日米軍と定期的に情報交換を行うなど連携を図り、新型インフルエンザ等対策を進める。

その他新型インフルエンザ等の発生状況、予防、治療等に関する情報提供、協議及び連携のための連絡会等を、必要に応じて、随時に設置・運営する。 県は、新型インフルエンザ等の発生状況や、国内、県内での患者の発生 状況に応じて、本県における総合的な新型インフルエンザ等対策を関係局 等が連携、協力して講じるため、次のとおり、推進体制を整備する。

#### ア 神奈川県新型インフルエンザ等対策会議(常設)

新型インフルエンザ等の発生に備えるため、担当副知事を座長とする「神奈川県新型インフルエンザ等対策会議」(以下「対策会議」という。)を設置し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を総合的に検討する。

座長 担当副知事

副座長 健康医療局長

構成員 各局長、各地域県政総合センター所長、警察本部長その他 要綱で定めるもの

-

<sup>16</sup> 新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示することとなる。なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態宣言の期間、区域を超えない範囲において別途、個別に決定される。

#### イ 神奈川県新型インフルエンザ等対策会議幹事会(常設)

対策会議の下に、保健医療部長を幹事長とする「神奈川県新型インフルエンザ等対策会議幹事会」を設置し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を具体的に検討する。

幹事長 保健医療部長

副幹事長 健康危機管理課長

構成員 各局関係課長、各保健福祉事務所長、衛生研究所長、各地域県政総合センター副所長、警察本部警務課企画室長その他 要綱で定めるもの

#### ウ 神奈川県新型インフルエンザ等対策本部 (海外発生期以降)

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置されたときは、 知事を本部長とする「神奈川県新型インフルエンザ等対策本部」(以下 「対策本部」という。)を直ちに設置(特措法第22条及び神奈川県新型 インフルエンザ等対策本部条例(平成25年神奈川県条例第80号))し、 新型インフルエンザ等への県の対処方針、対策等を決定し、実施する。

本部長 知事

副本部長 副知事、健康医療局長、くらし安全防災局長

本部員 教育委員会教育長、警察本部長、各局長、公営企業管理 者、各行政委員会事務局長、地域県政総合センター所長その 他要綱で定めるもの

#### エ 神奈川県新型インフルエンザ等対策本部幹事会 (海外発生期以降)

対策本部において県の対処方針等を決定するための情報の共有、対策の検討を行うため、保健医療部長を幹事長とする「神奈川県新型インフルエンザ等対策本部幹事会」を設置し、協議、調整を行う。

幹事長 保健医療部長

副幹事長 健康危機管理課長、危機管理対策課長

構成員 各局関係課長、各保健福祉事務所長、衛生研究所長、各地域県政総合センター副所長、警察本部警務課企画室長その他 要綱で定めるもの

#### 才 地域医療体制対策会議(常設)

各保健福祉事務所の所管区域ごとに、郡市医師会、地域薬剤師会、医療機関、薬局、市町村、消防等を構成員とする「地域医療体制対策会議」を設置し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備を推進する。

#### カ 現地新型インフルエンザ等対策本部 (海外発生期以降)

新型インフルエンザ等が発生し、現地の市町村等との連携を強化するため、対策本部長が必要であると認めたときに、地域県政総合センター所長を現地対策本部長とする「現地新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、現地の情報収集、関係機関との連絡調整等を行う。

現地対策本部長 地域県政総合センター所長

現地対策副本部長 地域県政総合センター副所長、

当該地域の保健福祉事務所長

### キ 神奈川県新型インフルエンザ等対策チーム (県内発生早期)

県内発生早期に、必要に応じて各保健福祉事務所、各感染症指定医療機関の医師など、新型インフルエンザ等に関する知識を有する専門家で「神奈川県新型インフルエンザ等対策チーム」を組織し、国から派遣される積極的疫学調査チームとともに、診断、検査、疫学調査等に関する技術的な助言を行う。

#### ク 神奈川県新型インフルエンザ等専門委員会(常設)

新型インフルエンザ等対策における医療対策上の課題を検討するため、 感染症に関する知識・経験を有する専門家で構成される「神奈川県感染 症対策協議会」は、その委員の一部で構成する「神奈川県新型インフル エンザ等専門委員会」を設置し、専門的意見の提出を行う。

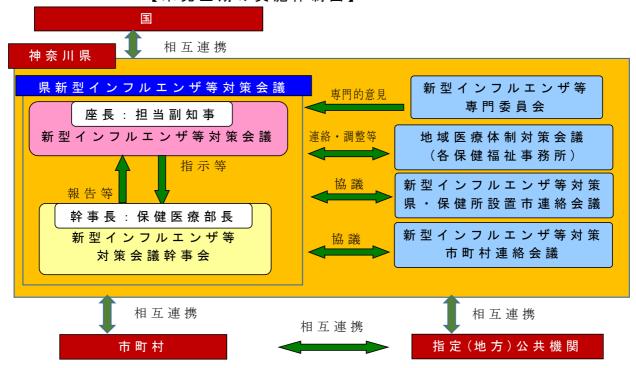
#### ケ 新型インフルエンザ等対策県・保健所設置市連絡会議(常設)

感染症法において、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、県に準じた役割を担う保健所設置市との連携強化を図るため、「新型インフルエンザ等対策県・保健所設置市連絡会議」を設置し、地域における医療体制の確保等に関する協議を行う。

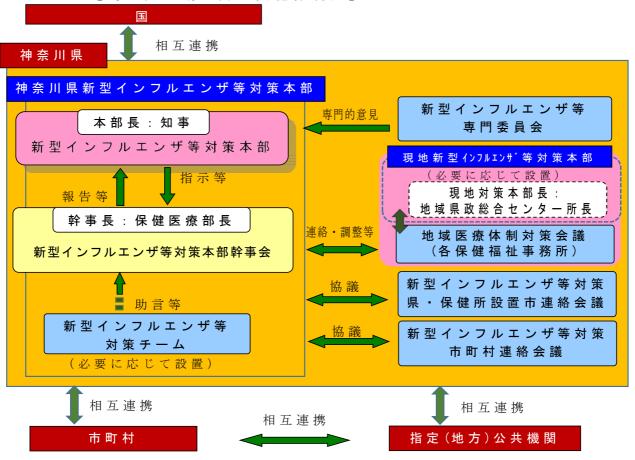
#### コ 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議(常設)

新型インフルエンザ等対策における市町村との連携体制を強化するため、「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」を設置し、情報の提供・共有、住民に対する普及啓発及び情報提供、住民接種、要援護者の支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

#### 【未発生期の実施体制図】



#### 【海外発生期以降の実施体制図】



## (2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国と連携し、早期に症例定義の周知や診断方法を確立し、県内のサーベイランス体制を構築する。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の 臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。

県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、県内における医療体制等の確保に活用する。また、県内で流行する病原体の性状(インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等)に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

また、国が行った鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスの情報収集を行う等これらの動物の間での発生の動向を把握する。

#### (3)情報提供・共有

#### ア 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

#### イ 情報提供手段の確保

県民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた

多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

## ウ 発生前における県民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、県及び市町村は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを県民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図る。

特に、児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康医療局、福祉子どもみらい局、教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

## エ 発生時における県民等への情報提供及び共有

#### ① 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の 発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス (科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断が なされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、 患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

県は、保健所設置市とともに県民からの一般的な問合せに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。県民からのコールセンター等に寄せられる問合せや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、再度の情報提供に反映する。

県民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である<sup>17</sup>。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

県民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

<sup>17</sup> マスメディアについては、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行う。

媒体の活用に加え、県から直接、県民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス(SNS)等の活用を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること (感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと)、 個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、 発生前から認識の共有を図ることも重要である。

#### ② 県民の情報収集の利便性向上

県は、県民の情報収集の利便性向上のため、国の情報、市町村の情報、指定(地方)公共機関の情報等を、必要に応じて、集約し総覧できるホームページを開設する。

### 才 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、コミュニケーション担当者が適時適切に情報を共有する。

このため、神奈川県における広報担当 (スポークスパーソン)を設置し、情報提供の一元化を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行状況に応じて、県内及び国内外の発生状況・対応状況等について、定期的に情報提供を行う。

広報担当(スポークスパーソン)は、健康医療局保健医療部長(くら し安全防災局危機管理部参事監(災害対策担当)を兼務)とする。

本県には、全国でも4番目に多い約16万人の外国籍県民が在住しており、その割合は県民の56人に1人に達している(平成24年2月末県国際課調べ)。加えて、箱根、鎌倉など国際的観光地に来訪、滞在する外国人観光客も多く、新型インフルエンザ等の発生国から観光客が来県する可能性もあるため、新型インフルエンザ等に関する正確な情報を積極的に可能な限りやさしい日本語及び多言語により提供する。

聴覚障がい者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用、 視覚障がい者に対する音声や点字による伝達など、障がい者に配慮した 情報提供を行う。

#### (4) 予防・まん延防止

#### ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行の最盛期をできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。

また、流行の最盛期において受診する患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせて行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

## イ 主なまん延防止策

個人における対策については、県内における発生の初期の段階から、 新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃 厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要 請等)等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチ ケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を 実践するよう促す。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行う。(特措法第45条第1項)

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。(特措法第45条第2項及び第3項)

そのほか、新型インフルエンザ等が海外で発生した際には、国がその 状況に応じて実施する感染症危険情報の発出、査証措置(審査の厳格化、 発給の停止)、港湾管理者の協力のもと外国からの船舶入港情報の収集、 入国者の検疫強化(隔離・停留等)、検疫飛行場及び検疫港の集約化、 航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策に県は対応する。なお、感 染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で 感染者は入国し得るため、県内での患者発生に備えて体制の整備を図る ことが必要である。

## ウ 予防接種

#### i) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

国は、新型インフルエンザの発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済みワクチンの一部を用いて有効性・安全性についての臨床研究を推進することから、県としては、国の動向を注視する。

## ii)特定接種及び特定接種の接種体制

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定することになっている。

県は、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等の発生時に、 自らの職員に速やかに特定接種を実施する。そのため、新型インフルエ ンザ等対策の職務に該当する者の考え方を整理する等、発生時に速やか に特定接種を実施できるようあらかじめ、接種対象者、接種順位等をガ イドライン等に定める。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することから、市町村は、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る必要がある。

## 政府行動計画 II - 6 (4) 予防・まん延防止(ウ)予防接種 ii )特定接種 抜粋 ii -1) 特定接種

特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する 業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労 働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうち これらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に 限る。)
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定(地方)公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定(地方)公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえ、登録事業者、公務員は別添のとおりとする。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護・福祉事業者を含む。)、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H 5 N 1 以外の感染症であった場合や亜型が H 5 N 1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

#### ii-2) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

## iii)住民接種及び住民接種の接種体制

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住 民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われて いる場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項 の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されて いるが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要 となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏 まえて、政府対策本部が決定することになっている。

住民接種については、市町村を実施主体として、当該市町村の区域内 に居住する者に対し、原則として集団的接種により接種を実施すること となるため、市町村は、国及び県の協力を得ながら、接種が円滑に行え るよう接種体制の構築を図る必要がある。

なお、県は、市町村が実施主体となる住民接種について、国が定める 接種順位等接種に関する情報提供を行う。

## 政府行動計画 II-6(4)予防・まん延防止(ウ)予防接種 iii) 住民接種 iii −1) 住民接種

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況 に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え 方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応 が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏 まえ決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類する ことを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者:呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症す ることにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患を有する者18

- 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けら れない小児の保護者を含む。)
- ③ 成人·若年者

高齢者:ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考え られる群 (65歳以上の者)

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り 抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場 合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する(特措法第46条第 2項)と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方 を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏ま え決定する。

<sup>18</sup> 基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフ ルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準 手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ 等による病状等を踏まえ、発生時に基準を示す。

- 1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
  - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやす いと仮定)
    - ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
  - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやす いと仮定)
    - ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
  - ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやす いと仮定)
    - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者
- 2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
  - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮 定)
    - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
  - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮 定)
    - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者
- 3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることにも重点を置く考え方
  - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
    - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
  - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定) ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

#### iv) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種 全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原 性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際 の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において 総合的に判断し、決定することになっている。

#### v)医療関係者に対する要請

県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請等を行う。(特措法第31条第2項及び第3項、第46条第6項)

## (5) 医療

#### ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、 医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、 不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、県内の医療資源(医療従事者、病床数等)には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定(地方)公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

## イ 発生前における医療体制の整備

県及び保健所設置市は、原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、 保健福祉事務所又は保健所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、 地域の中核的医療機関(感染症指定医療機関、大学附属病院、地方独立 行政法人神奈川県立病院機構、公立病院等)、医療機関、薬局、市町村、 消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接 に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策に おける医療体制の整備を推進する。

あらかじめ「帰国者・接触者外来<sup>19</sup>」を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し、設置の準備を行うとともに、「帰国者・接触者相談センター<sup>20</sup>」の設置の準備を進める。

#### ウ 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の県内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院措置を行う。このため、感染症病床等の利用計画を事前に策定する。

また、国内での発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最

-

<sup>19</sup> 発生国からの帰国者や、患者の濃厚接触者であって、発熱呼吸器症状等を有する者を対象とした外来 20 発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で 相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター

大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、海外での新型インフルエンザ等の発生から県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは県内に「帰国者・接触者外来」を設置して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。

このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図るとともに、帰国者・接触者外来等の県内の医療体制に関する情報提供を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者がみられるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。 その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等で患者の入院ができるよう、事前に、その活用計画を策定しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、国、県、市町村を通じた連携だけではなく、県医師会・郡市医師会・県薬剤師会・地域薬剤師会・学会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

特に、県は、県医師会が運営する県救急医療中央情報センターとの連携を強化し、医療機関に対する迅速な情報提供に努める。

## エ 医療関係者に対する要請等、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は、医療を行うよう要請等をする。(特措法第31条)

県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療 関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する(特措 法第62条第2項)。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、 損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者 の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。(特措法第63条)

## オ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

① 最新の諸外国における備蓄状況や医学的な知見等を踏まえ、全罹患者(被害想定において全人口の25%が罹患すると想定)の治療その他の医療対応に必要な量を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、国家的な確保が必要であり、本県においても、国の方針に基づき、計画的かつ安定的に備蓄するが、その際、現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案する。(特措法第10条)

- ② インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩(商品名:タミフル)に耐性を示す場合もある<sup>21</sup>。国では、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことから、本県としても、国の方針に基づき、備蓄薬の構成割合を検討する。
- ③ 県としても、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行うが、新型インフルエンザが県内にまん延した場合、通常の流通ルートで入手困難になることが予想される段階で、流通業者との事前の取り決めに基づき、備蓄薬の放出を行う。また、国が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬についても、適切な時期に放出要請を行うなど、必要な対応を図る。(特措法第51条)

-

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 薬剤耐性インフルエンザウイルスとは、本来有効である抗インフルエンザウイルス薬が効かない、あるいは効きにくくなったウイルスのことで、抗インフルエンザウイルス薬に耐性化したウイルスが検出される割合は、数%程度である。

## (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの県民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、県民生活及び県民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、県民生活及び県民経済への 影響を最小限とできるよう、国、県、市町村、医療機関、指定(地方)公 共機関及び登録事業者は、特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の 事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

## 7 行動計画実施上の留意点

#### ① 計画の見直し

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、 また、発生そのものを阻止することは不可能であるため、現在までに得られた最新の知見を基に、国や九都県市、保健所設置市、市町村及び関係機関等が連携し、随時適切に行動計画を見直す。

#### ② 訓練の実施

行動計画を実効性あるものとするには、県と関係機関との円滑な情報の提供・収集体制の構築や、医療提供について計画で規定する事項を実際に確認する必要があるため、関係機関と連携した訓練を実施し、訓練の結果を行動計画に反映させる。(特措法第12条)

## 8 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

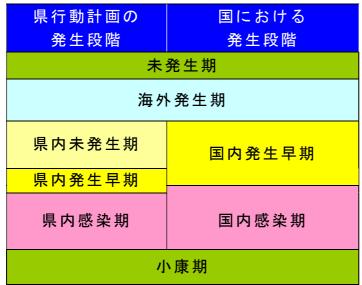
政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することになっている。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に都道府県レベルでの医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、本県における発生段階を6つに分類し、その移行については、必要に応じて国及び保健所設置市と協議の上で、県対策本部が決定する。

県、市町村、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、 段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされ た場合には、県内未発生期であっても、県民等に対し、新型インフルエン ザ等の感染の防止に必要な要請をすることなど、対策の内容も変化すると いうことに留意が必要である。

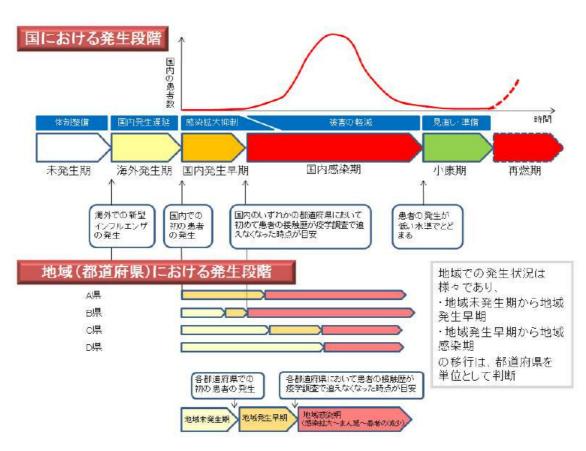
## <県行動計画の発生段階と国における発生段階の対応表>



<発生段階>

県行動計画の 発生段階	県内の状態	国の状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生し	ていない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が	発生した状態
県内発生早期	県内では、新型インフルエン ザ等の患者は発生していない が、本県以外の都道府県で新 型インフルエンザ等の患者が 発生している状態 本県で新型インフルエンザ等 の患者が発生しているが、全 ての患者の接触歴を疫学調査	国内発生早期 国内のいずれかの都道府 県で新型インフルエンザ 等の患者が発生している が、全ての患者の接触歴 を疫学調査で追える状態
県内感染期	で追うことができる状態 県内で新型インフルエンザ等 の患者の接触歴が疫学調査で 追えなくなった状態 ※感染拡大~まん延~患者の 減少	国内感染期 国内のいずれかの都道府 県で、新型インフルエン ザ等の患者の接触歴が疫 学調査で追えなくなった 状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の でとどまっている状態	発生が減少し、低い水準

## <国及び地域(都道府県)における発生段階>



## ※ 参考資料

## 1 新型インフルエンザ等対策の主な流れ(イメージ)

発生期	未発生期	海外	県内	県内	県内	小康期
①実施体制	<ul><li>・行動計画の 作成と見直し</li><li>・体制の整備 と連携強化</li></ul>	発生期 ・新型インフルエン ザ等の発生 ・対策本部の 設置		発生早期 ぶ基本的対処方針 ・検討した新型イ 等		<ul><li>対策本部の 廃止</li><li>対策の見直</li><li>し</li></ul>
②サーベイランス・情報収集	・通常のイン フルエンザ サーベイラン スの実施	・衛生研究所 等における PCR検査体制 の整備	・衛生研究所 等における PCR検査の実 施	・PCR検査の 実施、患者数 が増えた場合 は重症者に限 定		
↑·情報収集	<ul><li>・通常のサー ベイランス</li></ul>	◆ 患者及び入院患者の全数把握を開始	▶ 患者及び入院 握、学校等での 握を実施		<ul><li>◆全数把握は 中止し、通常 のサーベイラ ンスを実施</li></ul>	・学校等での 集団発生把握 の強化
③ 情 報 提 供·	・継続的な情報提供と体制整備	あらゆる媒体を ・コールンター等 の設置	使った情報提供 ・コールンター等を 間体制)	充実·強化(24時	・コールンター等の体制を緩和	<ul><li>情報提供の あり方の見直 し</li></ul>
④予防・まん延防	・個人における対策、地域対策・職場対策の普及、周知	県民等ヘマスクが (一般が ・患者の隔離、 濃厚接触者の 外出自粛要請 等の準備	▶流行の第二 波に備える			
防止	▶特定接種住 民接種の接種 体制の構築	<ul><li>■ 国によるワクラの決定・入手</li><li>▶ プレパンデミックワ 接種)</li></ul>				
	▶地域医療体制の整備、感染期に備えた医療の確保	▶帰国者・接 触者相談センター の設置	▶帰国者·接触 実·強化(24時間	者相談センターの充 聞体制)	種(住民接種) ・帰国者・接触者相談センターの中止	<ul><li>通常の体制 に戻す</li><li>抗インフル エンザウイル ス薬の備蓄</li></ul>
⑤ 医 療		・帰国者・接 触者外来の設 置	▶帰国者·接 触者外来によ る診療	・帰国者・接 触者外来によ る診療のほか 一般の医療機 関による診療 に移行	・帰国者・接触 者外来の中止 ・一般の医療 機関による診療	▶通常の体制 に戻す
	▶ 医療関係者へ	の医療等の実施	の要請等			
	► 抗インフル エンザウイル ス薬の備蓄	▶備蓄量の把 握	<ul><li>・必要に応じて ンザウイルス家</li></ul>	抗インフルエ 薬の予防投与	・必要に応じ 県備蓄分の放 出	
⑥県民生活・県民	・指定地方公 共機関における業務計画の 策定 ・物資及び資材の準備	<ul><li>◎緊急事態宣言がされている場合の業務の再開、緊急事態措置の縮小・中止</li></ul>				

「②」は、神奈川県が、「新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施区域」になった場合に、法令に定める条件のもと、実施する措置をいう。(特措法第32条第1項第2号)

※ 衛生研究所等は、神奈川県衛生研究所、横浜市衛生研究所、川崎市健康安全研究所、相模原市衛生研究所 及び横須賀市健康安全科学センターが該当する。

<sup>※</sup> 新型インフルエンザ等感染症について、特措法においては、広域自治体である神奈川県が一元化して措置等を実施することとしている。感染症法においては、神奈川県と保健所設置市が担っている。

# 2 発生段階別 対応一覧

取組項目	取組内容	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
(1)実施体	制						
行動計画等の 作成	県、市町村、指定(地方)公共機関は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。	0					
	県は、新型インフルエンザ等の発生の段階に応じた対策を講じるため、特措法に基づく市町村の行動計画及び指定地方公共機関の業務計画を作成する際の基準となるべき事項を示すとともに、情報提供など必要な支援を行う。	0					
体制の整備及 び関係機関の 連携強化	県は、県における取組体制を整備・強化するために、神奈川 県新型インフルエンザ等対策会議等の枠組を通じて、初動対応 体制の確立や発生時に備えた対策のフォローアップを進める。	0					
	県は、県行動計画を実効性あるものとするため、関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。	0					
	本県は、横浜港、川崎港等多数の港湾地域を抱えている現状を踏まえ、平時から新型インフルエンザ等感染症を含む検疫感染症の発生時に備えた対策について、横浜検疫所、東京検疫所川崎検疫所支所、各港湾関係機関等との情報共有、連絡体制等の連携強化を図り、新型インフルエンザ等の海外発生時における検疫強化等の水際対策が迅速かつ効果的に実施できるよう準備する。	0					
	県は、九都県市との顔の見える連携を推進し、新型インフルエンザ等の県内発生に備えた各種対策について情報共有と連絡体制の強化を図るとともに、国・九都県市等が主催する新型インフルエンザ等対策に係る職員研修を活用し、保健衛生職員等における新型インフルエンザ等対策の専門技術の向上を図る。	0					
県新型インフル エンザ等対策 会議	策会議」を設置し、新型インフルエンザの発生に備え、各関係機関が連携、協力して新型インフルエンザ等の拡大を防ぐために必要な対策を総合的に推進する。	0					0
	海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあ対策閣において関係省庁対策会議又は新型インフルて協議・決定があまる議が開催され、政府の初動対処方針について協議・フルエンザ等対策会議」を開催し、発生状況等の情報共有と、今後の県の対応等について確認する。(健康医療局、関係局)また、必要に応じて、「神奈川県新型インフルエンザ等対策会議を確認・検討した新型インフルエンザ等対策を推進する。		0				
県新型インフル エンザ等対策 会議幹事会	対策会議の下に「神奈川県新型インフルエンザ等対策会議幹事会」を設置し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための課題を総合的かつ具体的に検討する。	0					

取組項目	取組内容	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
県新型インフル エンザ等対策 本部	6 第 1 項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表し、内閣総理大臣が特措法第 15 条第 1 項の規定により、政府対策本部を設置したときは、県は、行動計画で定めるところにより、知事を本部長とする「神奈川県新型インフルエンザ等対策本部」を直ちに設置するとともに、同会議を開催し、県の対応状況等について確認するとともに、基本的対処方針(特措法第 18 条)に基づく県の対処方針を全庁に指示する。		0				
	県は、国が国内(又は県内)での発生が確認され、政府対策本部が国内発生早期又は国内感染期に入ったことを宣言し、基本的対処方針を公示した場合は、直ちに「神奈川県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、その会議を開催し、関係局間の連携を強化し、全局一体となった対策を推進する。			0	0	0	
	県は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、 必要に応じ、県行動計画、ガイドライン等の見直しを行う。こ の場合において、必要に応じて「神奈川県新型インフルエンザ 等専門委員会」を開催し、これまでの各段階における対策に関 する評価、見直しに関する意見を聴く。						0
	県は、措置法第 21 条第 1 項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく「神奈川県新型インフルエンザ等対策本部」を開催し、本県が小康期に入ったことを宣言し、対策本部を廃止する。						0
県新型インフル エンザ等対策 本部幹事会	県は、必要に応じて、「神奈川県新型インフルエンザ等対策本部幹事会」を開催し、県対策本部で確認・検討した新型インフルエンザ等対策を推進する。		0	0	0	0	
県新型インフル エンザ等専門 委員会	県は、必要に応じて、感染症に関する知識・経験を有する専門家で構成される「神奈川県新型インフルエンザ等専門委員会」を開催し、新型インフルエンザ等対策における医療対策上の課題を検討し、「対策会議」又は「対策本部」に意見を提出する。	0	0	0	0	0	
県新型インフル エンザ等 所 設 県・保健 所 設 置市連絡会議	し、県に準じた役割を担う保健所設置市との連携強化を図るた	0	0	0	0	0	0
県新型インフル エンザ等対策 市町村連絡会 議	県は、必要に応じて「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」を開催し、新型インフルエンザ等対策における情報の提供・共有、住民に対する普及啓発及び情報提供、帰国者・接触者外来、コールセンター等、住民接種、情報の提供・共有、住民に対する普及啓発及び情報提供、住民接種、要援護者の支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。	0	0	0	0	0	0
県新型インフル エンザ等対策チ ーム	県は、県内発生早期に、必要に応じて各保健福祉事務所、各				0		

取組項目	取組内容	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
地域医療体制対策会議	各保健福祉事務所の所管区域ごとに、郡市医師会、地域薬剤師会、医療機関、薬局、市町村、消防等を構成員とする「地域医療体制対策会議」を設置し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備を推進する。	0	0	0	0	0	0
県現地新型インフルエンザ等 対策本部	県は、必要に応じて「現地新型インフルエンザ等対策本部」 を設置し、現地における感染予防策などを強化する。		0	0	0	0	
(2)サーベ	イランス・情報収集						
情報収集	県は、国、関係機関等から新型インフルエンザ等の対策等に 関する国内外の情報を収集する。	0					
	県は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、 国際機関(WHO、OIE等)、厚生労働省、国立感染症研究 所の発表やインターネット等を活用し情報収集を行う。 ・病原体に関する情報 ・疫学情報(症状、症例定義、致命率等) ・治療法に関する情報(抗インフルエンザウイルス薬の有効性		0	0	0	0	
	等) 県は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、国、国際機関・諸外国等を通じて必要な情報を収集する。						0
サーベイランス	県及び保健所設置市は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、所管する地域の指定届出機関(県内約350の医療機関)において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の約1割の医療機関において、ウイルス株の性状(亜型や薬剤耐性等)を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。		0	0	0	0	0
	し、流行しているウイルスの性状について把握する。 県及び保健所設置市は、インフルエンザによる入院患者の発生動向を調査し、これに加え、地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市(横浜市、川崎市及び相模原市)は、インフルエンザによる死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。		0	0	0	0	0
	県及び保健所設置市は、学校等におけるインフルエンザ様症 状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)を調査し、インフ ルエンザの感染拡大を早期に探知する。	0				0	
	県及び保健所設置市は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。 県及び保健所設置市は、再流行を早期に探知するため、学校		0	0	0		0
	等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。						
	県及び保健所設置市は、県内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求め、全数把握を行う。(感染症法第12条)。		0	0	0		
	県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等患者の全数把 握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。					0	0
	県及び保健所設置市は、医療機関等に対して症状や治療等に 関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエ ンザ等患者の臨床情報を収集する。			0	0		

取組項目	取組内容	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
	県及び保健所設置市は、国がリアルタイムで把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国と連携し、必要な対策を実施する。			0	0	0	
	県及び保健所設置市は、県内の発生状況をリアルタイムで把握し、発生状況を迅速に情報提供する。				0		
調査研究	県は、新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切 に積極的疫学調査を実施できるよう、国及び保健所設置市との 連携等の体制整備を図る。	0					
	県は、発生した県内患者について、早期には、国から派遣される疫学調査チームと連携して、調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。				0		
(3)情報提							
体制整備等 (事前準備)	新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた県民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること)や、媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する)等について検討を行い、あらか	O					
	じめ想定できるものについては決定しておく。 新型インフルエンザ等発生時に、県民からの相談に応じるため、県は、保健所設置市とともにコールセンター等の設置準備を進めるとともに、県所管域の市町村に対して、同様のコールセンター等の設置準備を進めるよう要請する。	0					
	聴覚障がい者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用。視覚障がい者に対する音声や点字による伝達など、障がい者に配慮した情報提供を行う。	0					
情報提供	新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合 の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情 報提供を行う。	0					
	マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。また、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザの情報について、ホームページ等により、県民向けに可能な限りやさしい日本語及び多言語による情報提供を行う。	0	0	0	0	0	0
	新型インフルエンザ等のまん延防止の観点から、県民が理解 しやすい内容の情報提供を行う。	0					
	県は、県民等に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要となる対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、県のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。		0	0	0	0	
	県は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止についての情報を適切に提供する。			0	0	0	

取組項目	取組内容	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
	県は、県民からコールセンター等に寄せられる問合せ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。			0	0	0	
	県は、引き続き、県民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。						0
	県は、県民からコールセンター等に寄せられた問合せ、市町 村や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供 のあり方を評価し、見直しを行う。						0
情報共有	県は、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問合せ担当を設置し、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。		0	0	0	0	
	県は、国、市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。						0
コールセンター 等	他の公衆衛生業務に支障を来さないように、県民からの一般的な問合せに対応できる体制を早急に整え、コールセンター等を設置し、国から配布されるQ&A等を参考にしながら、適切な情報提供を行う。		0				
	県は、県所管域の市町村に対しても、コールセンター等の設 置を要請する。		0				
	県は、県民からコールセンター等に寄せられる問合せ及び 国、市町村、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえ て、県民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを 把握し、次の情報提供に反映する。		0				
	県は、県のコールセンター等の体制を充実・強化する。 (24 時間体制など)			0	0		
	県は、県内未発生期に引き続き、市町村に対し、状況の変化に応じた国のQ&Aの改定版を配布するほか、コールセンター等の体制の充実・強化を要請する。			0	0		
	県は、保健所設置市とともに、コールセンター等を継続し、 状況の変化に応じた国のQ&Aの改定等を踏まえながら、適切 な情報提供を行う。ただし、状況に応じて充実・強化体制(24 時間体制など)の緩和を図る。					0	
	県は、引き続き、県所管域の市町村に対しても、コールセンター等を継続するよう要請する。ただし、状況に応じて充実・強化体制の緩和を図るよう要請する。					0	
	状況を見ながら、コールセンター等の体制を縮小する。 県は、県管轄域の他市町村に対しコールセンター等の体制の 縮小を要請する。						0

取組項目	取組内容	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
	まん延防止						
個人における対 策の普及	ト・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを	0					
	行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。 県は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外 出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。	0					
地域対策・職 場対策の周知	新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。 県は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制	0					
衛生資器材等 の供給体制の 整備	限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。 県は、衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の生産・流通・在 庫等の状況を把握する仕組みを確立する。	0					
登録事業者の 登録	国が進める登録事業者の登録に関し、県及び市町村は、国が作成した登録実施要領(特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示すもの)による、事業者に対しての登録作業に係る周知に協力する。 県及び市町村は、事業者の登録申請を受付け、基準に該当す	0					
情報提供	る事業者を登録事業者として登録する事務手続に協力する。 県は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や 供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった 基本的な情報について情報提供を行い、県民の理解促進を図 る。	0	0	0	0	0	0
県内でのまん 延防止対策の 準備	県及び保健所設置市は、相互に連携し、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。また、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。		0				
水際対策	県は、国の検疫強化に伴う防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、横浜検疫所、東京検疫所川崎検疫所支所、市町村その他関係機関と情報共有を行う。	0	0				
	県は、海外における発生状況、航空機・船舶の運航状況等に 応じて、国が特定検疫港等を指定し、集約化を図るため、客船 について横浜港を指定した場合は、特に関係機関との情報共有 を強化する。		0				
	県は、新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するため、国との連携を強化する。		0	0	0	0	
	警察本部は、国の検疫の強化に伴う検疫実施空港・港及びその周辺において、必要に応じた警戒活動等を行う。 県は、引き続き、国の検疫強化に伴う防疫措置、入国者に対		0	0	0		
	する疫学調査等について、横浜検疫所、東京検疫所川崎検疫所 支所、市町村その他関係機関と情報共有を行う。			-			
	県は、国が検疫の強化措置の縮小を判断した場合には、その情報を関係機関に周知する。(病原体の病原性や感染力、海外・国内の状況等を踏まえ合理性が認められなくなったとき)				()	0	

取組項目	取組内容	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
密入国者対策	国が発生国から到着する航空機・船舶に対する立入検査、すり抜けの防止対策、出入国審査場やトランジットエリアのパトロール等の監視取締りの強化を行う際に、警察本部は警戒活動等を行う。		0	0	0	0	
	国が感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動等を強化する際、警察本部は警戒活動等を行う。		0	0	0	0	
特定接種	県及び市町村は、国の要請に基づき、特定接種の対象となり 得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が 実施できるよう、接種体制を構築する。	0	0	0	0		
	県は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、県民から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえて、国が基本的対処方針において、決定した特定接種の具体的運用(特定接種の総枠、対象、順位等)について、情報提供を行う。		0	0	0		
	県及び市町村は、国と連携し、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(特措法第28条)。		0	0	0	0	
	国は、海外発生期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給する準備を行うとともに、特定接種を進め、また、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等を諮問委員会に諮った上で、決定する。			0	0		
	県は、海外発生期(又は県内未発生期)の対策を継続し、国の基本的対処方針を踏まえて、特定接種を進める。また、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施に係る国の方針について、情報提供を行う。				0		
住民接種 	県は、県内区域において、ワクチンを円滑に流通できる体制   を構築する。	0	0				
	市町村は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は 予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町村の区域内に居住 する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるため の体制を構築する。	0					
	市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、国及び県は、技術的な支援を行う。	0					
	市町村は、速やかに接種することができるよう、郡市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。	0					
	市町村は、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。 市町村は、国の要請により、全住民が速やかに接種できるよ		0				
	う、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町村行動 計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構 築の準備を進める。(特措法第46条)						
	県は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化 しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏 まえて、住民への接種に関する情報提供を行う。			0	0		

取組項目	取組内容	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
	パンデミックワクチンが全県民分製造されるまで一定の期間 を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、市 町村は接種を開始する。			0	0		
	市町村は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。			0	0		
	市町村は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。					0	0
	新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は、医療を行うよう要請等をする。(特措法第31条)		0	0	0	0	0
県内でのまん 延防止対策	国と連携し、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、引き続き感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。			0			
	住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。			0	0	0	
	事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。			0	0	0	
	ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。			0	0	0	
	公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び かけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。			0	0	0	
	病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、 多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要 請する。			0	0	0	
	県及び保健所設置市は、国と連携し、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。				0		
	県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての 措置(外出自粛要請、健康観察等)は中止する。					0	
(5)医療						•	
医療体制の整備	県及び保健所設置市は、原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健福祉事務所又は保健所を中心として、郡市核師会、地域薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む地域の中核時医療機関(感染症指定医療機関、大学附属病院、地方独立行政法人神奈川県立病院機構、公立病院等)、医療機関、地域の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、新型インフルエンザ等対策におと密接に連携を図りながら、新型インフルエンザ等対策におして地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。 県及び保健所設置市は、全ての医療機関に対して、医療機関	0	0	0	0	0	0
	原及の休健所取圓甲は、主ての医療機関に対して、医療機関  の特性や規模に広じた診療継続計画の作成を更請し、マニュア	U					

取組項目	取組内容	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
	ルを示すなどしてその作成を支援に努める。 県及び保健所設置市は、地域の実情に応じ、指定(地方)公	0					
	共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関等で 入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。	O					
	県は、保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等を把握する。	0					
	県は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加 し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設 等で医療を提供することについて検討する。	0	0	0	0	0	
	県及び保健所設置市は、地域の医療機能維持の観点から、が ん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続 するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診 療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討す る。	0					
	県及び保健所設置市は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。	0					
手引き等の策   定、研修等 	県は、国が策定した新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等について、医療機関に周知する。	0	0	0	0	0	
	県は、国及び保健所設置市と連携しながら、医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を行う。	0					
医療資器材の 整備	県及び保健所設置市は、必要となる医療資器材 (個人防護 具、人工呼吸器等) をあらかじめ備蓄・整備する。	0					
検査	県は、県衛生研究所における新型インフルエンザ等に対する PCR検査等を実施する体制を整備する。	0	0	0	0	0	
	衛生研究所を有する保健所設置市においては、県と同様に新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を整備する。	0	0	0	0	0	
	新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を県衛生研究所又は保健所設置市が有する衛生研究所において、亜型等の同定を行い、確認のために国立感染症研究所に送付する。		0	0	0		
	新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を県衛生研究所又は保健所設置市が有する衛生研究所へ送付し、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。			0	0		
帰国者・接触 者相談センター	県及び保健所設置市は、帰国者・接触者相談センターを設置する。		0				
	県及び保健所設置市は、発生国からの帰国者であって、発 熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター 等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。		0	0			
	県及び保健所設置市は、帰国者・接触者相談センターの充 実・強化を行う。(24 時間体制など)			0	0		
医療体制 (帰国者・接触 者外来)	県及び保健所設置市は、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの院内感染対策等を進めるよう要請する。	0					
	県及び保健所設置市は、発生国からの帰国者であって、発 熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等		0	0	0		

取組項目	取組内容	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
	に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、   帰国者・接触者外来を整備する。						
	県及び保健所設置市は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、郡市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。		0	0	0		
	県及び保健所設置市は、帰国者・接触者外来を有する医療機 関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又 は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡する よう要請する。		0	0	0		
	県及び保健所設置市は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。			0	0		
	県及び保健所設置市は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。				0		
	帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。					0	
	入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては 在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。					0	
	医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。					O	
	医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫 状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診 療が継続されるように調整する。					0	
	県及び保健所設置市は、国と連携し、新型インフルエンザ等 の発生前の通常の医療体制に戻す。 新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うた						0
	め必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は、医療を行うよう要請等をする。 (特措法第 31 条)				0	0	
在宅で療養する患者への支援	市町村は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、 患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する 患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自 宅で死亡した患者への対応を行う。					0	
医療機関等へ の情報提供	国の示す新型インフルエンザ等の症例定義及びその修正等に 留意し、適宜、関係機関に周知する。		0				

取組項目	取組内容	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
	新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療 機関及び医療従事者に迅速に提供する。		0	0	0	0	
抗 インフルエン ザウイルス薬	県は、最新の諸外国における備蓄状況や医学的な知見等を踏まえ、全罹患者(被害想定において全人口の 25%が罹患すると想定)の治療その他の医療対応に必要な量を目標として、本県の備蓄割当分の抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。	0					
	県は、新たな抗インフルエンザウイルス薬については、国が 薬剤耐性ウイルスの発生状況等の情報収集を行い、全体の備蓄 割合を検討した結果に応じて対応する。	0					
	県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。	0	0	0	0	0	
	県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。		0	0	0	0	
	国と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。		0				
	県は、県内感染期に備え、引き続き、医療機関等に対し、抗 インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。			0	0		
	県は、県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、不足している場合には、県備蓄分を当該地域に放出する。さらに不足している場合には、国に対して、国備蓄分の放出を要請する。					0	
	国と連携し、医療機関に対し、県内感染期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者(同居者を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。					0	
	国が作成した治療指針(国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含む。)を医療機関に対し周知する。						0
	県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザ ウイルス薬の備蓄を行う。						0
医療機関・薬 局における警戒 活動	警察本部は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱に			0	0	0	

業務計画等の	県は、指定(地方)公共機関に対して、新型インフルエンザ	0				l
策定	等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一				l	l
	部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を					l
	行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況					l
	を確認する。(特措法第9条)					l

取組項目	取組内容	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
	水道事業者である県は、神奈川県業務継続計画に基づき、新型インフルエンザ等発生時においても業務を継続し、水を安定的かつ適切に供給できるよう体制等を整備する。(特措法第9条第2項、第52条)	0					
	水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市町村等は、新型インフルエンザ等発生時においても、水を安定的かつ適切に供給できるよう、新型インフルエンザ等対策の内容、実施方法、実施するための体制及び実施に関する関係機関との連携に関する事項などをそれぞれの行動計画に、定める。(特措法第9条第2項、第52条)	0					
物資供給の要 請等	県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定(地方)公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。	0					
要援護者への生活支援	県は、市町村に対し、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続を決めておくよう要請する。	0					
物資及び資材の備蓄等	県、市町村及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備等する。(特措法第 10 条)	0					
事業者の対応	県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう要請する。		0				
	指定(地方)公共機関等は、その業務計画を踏まえ、国及び 県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。国は、登録事業者 に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。		0				
	県は、指定(地方)公共機関等の事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講じる。		0				
	水道事業者である県は、神奈川県業務継続計画に基づき、事業継続に向けた準備を行う。		0				
	県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。 県は、指定(地方)公共機関等に対し、その業務計画を踏ま		0	0	0		
	え、国及び県と連携し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。その際、県は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講じる。						
遺体の火葬・安置		0					
	県は、火葬場等の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、市町村に対し、一時的遺体安置所として使用する場所の確認を求めるとともに、遺体の保存のために必要な保存剤及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋等を準備するよう要請する。		0				
	県は、国の要請に基づき、衛生上等の観点から、病院内外で 一時的遺体安置所として使用する場所の把握に努める。		0				
	県は、多数遺体発生時には、「神奈川県広域火葬計画」に基		0				

# 第2章 基本的な方針 ※参考資料 2 発生段階別 対応一覧

取組項目	取組内容	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
	づく広域火葬が行えるよう広域火葬参加機関相互の連絡・協力   体制を市町村に確認する。						
県民・事業者へ の呼びかけ	県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって の消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に 対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、 また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。			0	0	0	0

# 緊急事態宣言時の対応

取組項目	取組内容	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
(1)実施体制	테				
緊急事態宣言	国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的 対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報 告する。	0	0		
	緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。	0	0		
	緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。	0	0		
県対策本部の 対応	県対策本部は、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報収集を強化するとともに、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備えた対策を実施する。	0	0		
	本県が緊急事態宣言における緊急事態措置を実施すべき区域に指定 される場合は、緊急事態における積極的な感染対策を実施する。	0			
市町村対策本 部の設置	市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、特措法第 34 条による市町村対策本部を直ちに設置する。	0	0	0	
特措法に基づく 措置	県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、特措法に基づく措置 を講じる。(県内発生早期と同じ。)	0	0	0	
他の地方公共 団体による代 行、応援等	県又は市町村が、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。(特措法第38条・第39条)			0	
基本的対処方 針の変更	国が、基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示する。				0
緊急事態解除 宣言	国が、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、新型インフルエン ザ等緊急事態解除宣言を行い、国会に報告する。(新型インフルエン ザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときも含 む。)				0
政府対策本部の廃止	国が、新型インフルエンザ等に罹患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザに罹患した場合の病状の程度に比しておおむ。同程度以下であることが明らかとなった時、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザ等感染症に対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨を公表がされた時、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止された時に、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し国会に報告し公示する。				0

取組項目	取組内容	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
市町村対策本 部の廃止	市町村は、特措法第32条第5項の規定による新型インフルエンザ 等緊急事態宣言解除宣言の公示がされたときは、遅滞なく市町村対策 本部を廃止する。				0
(4) 予防・ a	まん延防止 こうしゅう				
緊急事態宣言 がされている場 合の措置	県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。	0	0	0	
	県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等(特措法施 行令第 11 条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の 使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。	0	0	0	
	要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。	0	0	0	
	県は、特措法第 45 条第 4 項に基づき、要請・指示を行った際に は、その施設名を公表する。	0	0	0	
	県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。	0	0	0	
	県は、特措法第 45 条第 4 項に基づき、要請・指示を行った際に は、その施設名を公表する。	0	0	0	
住民接種	市町村は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。	0	0	0	
	必要に応じ、市町村は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、 特措法第 46 条に基づく住民接種等を進める。				0
(5)医療					
医療等の確保 (特措法第 47 条)	医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、 医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。	0	0	0	
臨時の医療施 設等(特措法第 48条第1項及 び第2項)	県及び保健所設置市は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院(医療法施行規則第10条)等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置(特措法第48条第1項及び第2項)し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流			0	

	2 発生	段階》	別刻	<i>  応一</i>	· 登 司		
取組項目	取組内容	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期		
	行が最盛期を越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。						
措置の縮小・中止	県は、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。				0		
(6)県民生活・県民経済の安定							
事業者の対応 等	指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。	0	0	0			
	県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等に よる従業員の罹患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。	0	0	0			

#### 電気及びガス並 電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞ ()**びに水の安定供**| れその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予 給(特措法第52)防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及び ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。 条) 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、 $\bigcirc$ $\bigcirc$ 市町村、指定(地方)公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計 画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフル エンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要 な措置を講ずる。 運送·通信·郵 運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画 0 便の確保(特措 で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新 法第 53 条) 型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送する ために必要な措置を講ずる。 電気通信事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務 $\bigcirc$ $\bigcirc$ 計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備 の運用等、新型インフルンザ等緊急事態において通信を確保するため に必要な措置を講ずる。 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定(地方)公共機 0 関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便 の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態に おいて郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。 サービス水準に 県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民 0 0 係る県民への呼│に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下 する可能性を許容すべきことを呼びかける。 びかけ 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定(地方) 緊急物資の運 $\bigcirc$ $\bigcirc$ $\bigcirc$ 送等(特措法第 公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定 54条) ()()(地方)公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、 ()()県は、必要に応じ、指定(地方)公共機関に対して輸送又は配送を指 示する。 生活関連物資 県及び市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安 $\bigcirc$ ()等の価格の安 定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活 定等(特措法第 関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生 59条) じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団

取組項目	取組内容	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
	体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。				
	県及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置	0	0	0	
	の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるととも に、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。				
	に、必要に応じ、原氏が500伯畝ぶ口・情報収集ぶ口の元美を図る。 県及び市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生			0	
	じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定める				
	ところにより、適切な措置を講ずる。				
犯罪の予防・取	警察本部は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するた	0	0	0	
締り	め、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質				
物資の売渡しの	な事犯に対する取締りを徹底する。 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所			0	
要請等(特措法	有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。な				
第 55 条)	お、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能とな				
	っている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっ				
	ている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が				
	応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。 - 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応			0	
	じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。				
要援護者への	県は、市町村に対し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生			0	
生活支援	活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の				
	対応等を行うよう要請する。				
埋葬・火葬の特  例等	県は、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。			0	
	県は、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えるこ			0	
	とが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ち				
	に確保するよう要請する。				
	県は、新型インフルエンザによる死亡者が増加し、広域火葬の実施 が必要となった場合、「神奈川県広域火葬計画」に基づき市町村及び			0	
	広域火葬参加機関との連絡調整のもと広域火葬を実施する。				
業務の再開	県は、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業				0
	継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務				
	を再開しても差し支えない旨周知する。				
	県は、指定(地方)公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被 害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継				0
	青れ机等の確認を安開することもに、加刊の第一級に備え、事業を秘 続していくことができるよう、必要な支援を行う。				
新型インフルエ	県、市町村及び指定(地方)公共機関は、国と連携し、県内の状況				0
ンザ等緊急事態	等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型イン				
措置の縮小・中	フルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。				
止等					

## 第3章 各段階における対策

本章では、第2章で記述した基本的な方針に基づき、発生段階ごとに、 目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を定めることになっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、 ガイドライン等に定めることとする。

#### 1 未発生期

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する 例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられてい ない状況

#### 目的:

- 1)発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。

#### 対策の考え方:

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、県行動計画等を踏まえ、国、市町村等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、県民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

# (1) 実施体制

#### ア 行動計画等の作成

- ① 県、市町村、指定(地方)公共機関は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。(健康医療局、関係局)
- ② 県は、新型インフルエンザ等の発生の段階に応じた対策を講じるため、特措法に基づく市町村の行動計画及び指定地方公共機関の業務計画を作成する際の基準となるべき事項を示すとともに、情報提供など必要な支援を行う。(健康医療局、くらし安全防災局、関係局)

#### イ 体制の整備及び関係機関の連携強化

① 県は、県における取組体制を整備・強化するために、神奈川県新型

インフルエンザ等対策会議等の枠組を通じて、初動対応体制の確立や 発生時に備えた対策のフォローアップを進める。(健康医療局、関係 局)

## (神奈川県新型インフルエンザ等対策会議)

・ 担当副知事を座長とする「神奈川県新型インフルエンザ等対策会 議」を設置し、新型インフルエンザ等の発生に備え、各関係機関が 連携、協力して新型インフルエンザ等の拡大を防ぐために必要な対 策を総合的に推進する。(健康医療局)

#### (神奈川県新型インフルエンザ等対策会議幹事会)

・ 県対策会議の下に「神奈川県新型インフルエンザ等対策会議幹事会」を設置し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための課題を総合的かつ具体的に検討する。(健康医療局)

## (地域医療体制対策会議)

・ 各保健福祉事務所を中心に「地域医療体制対策会議」を開催し、 地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型 インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備を推進する。 (健康医療局)

#### (神奈川県新型インフルエンザ等専門委員会)

・ 必要に応じて、感染症に関する知識・経験を有する専門家で構成される「神奈川県新型インフルエンザ等専門委員会」を開催し、新型インフルエンザ等対策における医療対策上の課題を検討する。 (健康医療局)

#### (新型インフルエンザ等対策県・保健所設置市連絡会議)

・ 必要に応じて、「新型インフルエンザ等対策県・保健所設置市連 絡会議」を開催し、新型インフルエンザ等発生時における地域医療 体制の確保やまん延防止に関する協議を行う。(健康医療局)

## (新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議)

・ 必要に応じて、「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」を 開催し、情報の提供・共有、住民に対する普及啓発及び情報提供、 住民接種、要援護者の支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋 葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協 議を行う。(健康医療局)

- ② 県は、県行動計画を実効性あるものとするため、関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。(特措法第12条)(関係局)
- ③ 本県は、横浜港、川崎港等多数の港湾地域を抱えている現状を踏ま え、平時から新型インフルエンザ等感染症を含む検疫感染症の発生時 に備えた対策について、横浜検疫所、東京検疫所川崎検疫所支所、各 港湾関係機関等との情報共有、連絡体制等の連携強化を図り、新型イ ンフルエンザ等の海外発生時における検疫強化等の水際対策が迅速か つ効果的に実施できるよう準備する。(健康医療局)
- ④ 県は、九都県市との顔の見える連携を推進し、新型インフルエンザ等の県内発生に備えた各種対策について情報共有と連絡体制の強化を図るとともに、国・九都県市等が主催する新型インフルエンザ等対策に係る職員研修を活用し、保健衛生職員等における新型インフルエンザ等対策の専門技術の向上を図る。(健康医療局、くらし安全防災局)

## (2) サーベイランス・情報収集

#### ア 情報収集

県は、国、関係機関等から新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。(健康医療局)

## イ 通常のサーベイランス

- ① 県及び保健所設置市は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、所管する地域の指定届出機関(県内約350の医療機関)において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の約1割の医療機関において、ウイルス株の性状(亜型や薬剤耐性等)を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。(健康医療局)
- ② 県及び保健所設置市は、インフルエンザによる入院患者の発生動向を調査し、これに加え、地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市(横浜市、川崎市及び相模原市)は、インフルエンザによる死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。(健康医療局)
- ③ 県及び保健所設置市は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。(教育委員会、福祉子どもみらい局、健康医療局)

#### ウ 調査研究

県は、新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切に積極的

疫学調査を実施できるよう、国及び保健所設置市との連携等の体制整備 を図る。(健康医療局)

## (3)情報提供・共有

## ア 継続的な情報提供

県は、次のことを行う。

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策 について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。 (健康医療局)
- ② マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。また、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザの情報について、ホームページ等により、県民向けに可能な限りやさしい日本語及び多言語による情報提供を行う。(健康医療局、政策局、国際文化観光局、環境農政局、教育委員会)
- ② 新型インフルエンザ等のまん延防止の観点から、県民が理解しや すい内容の情報提供を行う。(健康医療局、政策局)
  - Q&A形式による情報提供
  - ・ 正しい知識の普及、推奨する感染対策の周知(一般的な感染予防 策や健康管理等)
  - ・ 聴覚障がい者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利 用。視覚障がい者に対する音声や点字による伝達など、障がい者に 配慮した情報提供を行う。(健康医療局)

#### イ体制整備等

県は、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。(健康医療局、関係局)

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた県民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること)や、媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ② 新型インフルエンザ等発生時に、県民からの相談に応じるため、県は、保健所設置市とともにコールセンター等の設置準備を進めるとともに、県所管域の市町村に対して、同様のコールセンター等の設置準備を進めるよう要請する。

## (4) 予防・まん延防止

#### ア 対策実施のための準備

## ① 個人における対策の普及

- ・ 県、市町村、学校及び事業者は、マスク着用・咳エチケット・手 洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、 また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控える こと、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染 対策について理解促進を図る。(健康医療局、関係局)
- ・ 県は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の 自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。(健康医療局、関 係局)

## ② 地域対策・職場対策の周知

- 県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され 得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ 対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備 を行う。
- ・ 県は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の 要請等の対策について周知を図るよう努める。 (健康医療局、関係 局)

#### ③ 衛生資器材等の供給体制の整備

県は、衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の生産・流通・在庫等の 状況を把握する仕組みを確立する。(健康医療局)

## 4 水際対策

県は、検疫の強化の際に必要となる防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、横浜検疫所、東京検疫所川崎検疫所支所、市町村その他関係機関と訓練を行うなど連携を強化する。(健康医療局)

## イ 予防接種

## ① ワクチンの供給体制

県は、県内区域において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築 する。 (健康医療局)

## ② 基準に該当する登録事業者の登録

- ・ 国が進める登録事業者の登録に関し、県及び市町村は、国が作成 した登録実施要領(特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件 や登録手続等を示すもの)による、事業者に対しての登録作業に係 る周知に協力する。(健康医療局、関係局)
- ・ 県及び市町村は、事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事

業者を登録事業者として登録する事務手続に協力する。 (健康医療局、関係局)

## ③ 接種体制の構築

#### (特定接種)

・ 県及び市町村は、国の要請に基づき、特定接種の対象となり得る 者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施でき るよう、接種体制を構築する。(健康医療局)

## (住民接種)

- ・ 市町村は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制を構築する。(健康医療局)
- ・ 市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、国及び県は、技術的な支援を行う。(健康医療局)
- ・ 市町村は、速やかに接種することができるよう、郡市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。(健康医療局、関係局)

#### 4 情報提供

県は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、県民の理解促進を図る。(健康医療局)

## (5) 医療

#### ア 地域医療体制の整備

- ① 県及び保健所設置市は、原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健福祉事務所又は保健所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む地域の中核的医療機関(感染症指定医療機関、大学附属病院、地方独立行政法人神奈川県立病院機構、公立病院等)、医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、新型インフルエンザ等対策における地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。(健康医療局)
- ② 県及び保健所設置市は、発生時の地域医療体制の確保のために、平 素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、 確認を行う。(健康医療局)

③ 県及び保健所設置市は、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの院内感染対策等を進めるよう要請する。(健康医療局)

#### イ 県内感染期に備えた医療の確保

県及び保健所設置市は、次の点に留意して、県内感染期に備えた医療 の確保に取り組む。(健康医療局)

- ① 県及び保健所設置市は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性 や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなど してその作成を支援に努める。
- ② 県及び保健所設置市は、地域の実情に応じ、指定(地方)公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
- ③ 県は、保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等を把握する。
- ④ 県は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
- ⑤ 県及び保健所設置市は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療 や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必 要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わ ないこととする医療機関の設定を検討する。
- ⑥ 県及び保健所設置市は、社会福祉施設等の入所施設において、集団 感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

# ウ 手引き等の策定、研修等

- ① 県は、国が策定した新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等について、 医療機関に周知する。(健康医療局)
- ② 県は、国及び保健所設置市と連携しながら、医療従事者等に対し、 県内発生を想定した研修や訓練を行う。(健康医療局)

#### エ 医療資器材の整備

県及び保健所設置市は、必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)をあらかじめ備蓄・整備する。(健康医療局)

#### オ 検査体制の整備

- ① 県は、県衛生研究所における新型インフルエンザ等に対する P C R 検査等を実施する体制を整備する。(健康医療局)
- ② 衛生研究所を有する保健所設置市においては、県と同様に、新型インフルエンザ等に対する P C R 等の検査体制を整備する。 (健康医療局)

## カ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

- ① 県は、最新の諸外国における備蓄状況や医学的な知見等を踏まえ、 全罹患者(被害想定において全人口の25%が罹患すると想定)の治療 その他の医療対応に必要な量を目標として、本県の備蓄割当分の抗イ ンフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。(健康医療 局)
- ② 県は、新たな抗インフルエンザウイルス薬については、国が薬剤耐性ウイルスの発生状況等の情報収集を行い、全体の備蓄割合を検討した結果に応じて対応する。(健康医療局)

## キ 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備

県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。(健康医療局)

## (6)県民生活及び県民経済の安定の確保

#### ア 業務計画等の策定

- ① 県は、指定(地方)公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。(特措法第9条)(関係局)
- ② 水道事業者である県は、神奈川県業務継続計画に基づき、新型インフルエンザ等発生時においても業務を継続し、水を安定的かつ適切に供給できるよう体制等を整備する。(特措法第9条第2項、第52条)(企業庁)
- ③ 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市町

村等は、新型インフルエンザ等発生時においても、水を安定的かつ適切に供給できるよう、新型インフルエンザ等対策の内容、実施方法、実施するための体制及び実施に関する関係機関との連携に関する事項などをそれぞれの行動計画に定める。(特措法第9条第2項、第52条)(健康医療局、関係局)

#### イ 物資供給の要請等

県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定(地方)公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。(関係局)

## ウ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県は、市町村に対し、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続を決めておくよう要請する。(健康医療局)

#### エ 火葬能力等の把握

県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を 安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に 行うための体制を整備する。(健康医療局)

#### オ 物資及び資材の備蓄等

県、市町村及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備等する。 (特措法第10条) (健康医療局)

#### 2 海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

#### 目的:

- 1)新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等も注視しつつ、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。

#### 対策の考え方:

- 1)新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 国内発生した場合には早期に発見できるよう国内のサーベイランス・ 情報収集体制を強化する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、 国内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、市町村、医 療機関、事業者、県民に準備を促す。
- 5) 検疫等により、県内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、県民生 活及び県民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接 種体制の確立等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

#### (1) 実施体制

#### ア 実施体制の強化等

#### (神奈川県新型インフルエンザ等対策会議の開催)

① 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、国において関係省庁対策会議又は新型インフルエンザ等対策閣僚会議が開催され、政府の初動対処方針について協議・決定がなされた場合には、県は、速やかに「神奈川県新型インフルエンザ等対策会議」を開催し、発生状況等の情報共有と、今後の県の対応等について確認する。(健康医療局、関係局)

また、必要に応じて、「神奈川県新型インフルエンザ等対策会議幹事会」を開催し、県対策会議で確認・検討した新型インフルエンザ等対策を推進する。(健康医療局、関係局)

#### (神奈川県新型インフルエンザ等対策本部の設置)

② 厚生労働大臣が、感染症法第44条の2第1項又は第44条の6第1項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表し、内閣総理大臣が特措法第15条第1項の規定により、政府対策本部を設置したときは、県は、行動計画で定めるところにより、知事を本部長とする「神奈川県新型インフルエンザ等対策本部」を直ちに設置するとともに、その会議を開催し、県の対応状況等について確認するとともに、基本的対処方針(特措法第18条)に基づく県の対処方針を全庁に指示する。(健康医療局、くらし安全防災局、関係局)

## (神奈川県新型インフルエンザ等対策本部幹事会の開催)

③ 県は、必要に応じて、「神奈川県新型インフルエンザ等対策本部幹事会」を開催し、「県対策本部」で確認・検討した新型インフルエンザ等対策を推進する。(健康医療局、くらし安全防災局、関係局)

#### (地域医療体制対策会議の開催)

④ 各保健福祉事務所を中心に「地域医療体制対策会議」を開催し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備を推進する。(健康医療局)

## (現地新型インフルエンザ等対策本部の設置)

⑤ 県は、必要に応じて「現地新型インフルエンザ等対策本部」を設置 し、現地における感染予防策などを強化する。(健康医療局、くらし 安全防災局、関係局)

#### (神奈川県新型インフルエンザ等専門委員会の開催)

⑥ 県は、必要に応じて、感染症に関する知識・経験を有する専門家で構成される「神奈川県新型インフルエンザ等専門委員会」を開催し、新型インフルエンザ等対策における医療対策上の課題を検討し、「県対策会議」又は「県対策本部」に意見を提出する。(健康医療局)

## (新型インフルエンザ等対策県・保健所設置市連絡会議の開催)

① 県は、必要に応じて、「新型インフルエンザ等対策県・保健所設置 市連絡会議」を開催し、新型インフルエンザ等発生時における地域医 療体制の確保やまん延防止に関する協議を行う。(健康医療局)

## (新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議の開催)

⑧ 県は、必要に応じて「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」 を開催し、新型インフルエンザ等対策における情報の提供・共有、住 民に対する普及啓発及び情報提供、帰国者・接触者外来、コールセン ター等、住民接種、要援護者の支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、 埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。(健康医療局)

## (2) サーベイランス・情報収集

#### ア 情報収集

県は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国際機関 (WHO、国際獣疫事務局(OIE)等)、厚生労働省、国立感染症研 究所の発表やインターネット等を活用し情報収集を行う。(健康医療局)

- 病原体に関する情報
- 疫学情報(症状、症例定義、致命率等)
- 治療法に関する情報(抗インフルエンザウイルス薬の有効性等)

## イ サーベイランスの強化等

- ① 県及び保健所設置市は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。(健康医療局)
- ② 県及び保健所設置市は、県内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する(感染症法第12条)。(健康医療局)
- ③ 県及び保健所設置市は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。(教育委員会、福祉子どもみらい局、健康医療局)

## (3)情報提供・共有

#### ア 情報提供

- ① 県は、県民等に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要となる対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、県のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、可能な限りやさしい日本語及び多言語により、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(健康医療局、政策局、国際文化観光局、環境農政局、教育委員会)
- ② このため、県は、県対策本部に広報担当チームを設置し、情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対象への窓口業務の一本化を実施する。なお、対策の実施主体となる関係局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、県対策本部が調整する。(健康医療局、関係局)

## イ 情報共有

県は、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ

双方向の情報共有を行う問合せ担当を設置し、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。(健康医療局、関係局)

#### ウ コールセンター等の設置

- ① 県及び保健所設置市は、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、 県民からの一般的な問合せに対応できる体制を早急に整え、コールセ ンター等を設置し、国から配布されるQ&A等を参考にしながら、適 切な情報提供を行う。(健康医療局)
- ② 県は、県所管域の市町村に対しても、コールセンター等の設置を要請する。 (健康医療局)
- ③ 県は、県民からコールセンター等に寄せられる問合せ及び国、市町村、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、次の情報提供に反映する。(健康医療局)

## (4) 予防・まん延防止

#### ア 県内でのまん延防止対策の準備

県及び保健所設置市は、国と連携し、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。また、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。(健康医療局)

# イ 感染症危険情報の発出

県は、国から発出される感染症危険情報をもとに、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。(健康医療局)

#### ウ 水際対策

① 県は、国の検疫強化に伴う防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、横浜検疫所、東京検疫所川崎検疫所支所、市町村その他関係機関と情報共有を行う。

- ② 県は、海外における発生状況、航空機・船舶の運航状況等に応じて、 国が特定検疫港等<sup>22</sup>を指定し、集約化を図るため、客船について横浜 港を指定した場合は、特に関係機関との情報共有を強化する。(健康 医療局)
- ③ 県は、新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するた

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup>検疫強化のため停留を実施する場合においては、新型インフルエンザ等発生国からの航空機及び船舶の運航状況等を踏まえ、発生国からの入国者の分散化を避け、万が一、入国者の中から新型インフルエンザ等の患者が発生した場合であってもまん延防止を図るため、また、検疫官を集中的に配置することにより効率的な措置の実施を図るため等の公衆衛生上の観点から、5空港、4海港を特定検疫港及び特定検疫飛行場(「特定検疫港等」という。)に指定して、集約を図る。横浜港は、海港の1つとして指定される。

め、国との連携を強化する。(健康医療局)

④ 警察本部は、国の検疫の強化に伴う検疫実施空港・港及びその周辺において、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

#### 工 密入国者対策

- ① 国が発生国から到着する航空機・船舶に対する立入検査、すり抜け の防止対策、出入国審査場やトランジットエリアのパトロール等の監 視取締りの強化を行う際に、警察本部は、警戒活動等を行う。(警察 本部)
- ② 国が感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動等を強化する際に、警察本部は、警戒活動等を行う。(警察本部)

# 才 予防接種

#### ① ワクチンの供給

県は、国が確保したワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。 (健康医療局)

# ② 接種体制 (特定接種)

- ・ 県は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、国民から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえて、国が基本的対処方針において、決定した特定接種の具体的運用(特定接種の総枠、対象、順位等)について、情報提供を行う<sup>23</sup>。(健康医療局)
- ・ 県及び市町村は、国と連携し、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(特措法第28条)。(健康医療局、市町村)

#### (住民接種)

( III > 0 1 × 1.

- ・ 市町村は、国及び県と連携して、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。(健康医療局・市町村)
- ・ 市町村は、国の要請により、全住民が速やかに接種できるよう、 集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町村行動計画にお いて定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進 める。(特措法第46条)(健康医療局、市町村)

 $<sup>^{23}</sup>$  備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いる。発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いる。また、病原性が低く、特定接種を緊急的に行う必要がないと認められる場合においても、医療関係者に先行的に接種を行う。

#### 力 情報提供

県は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。(健康 医療局)

## (5) 医療

#### ア 新型インフルエンザ等の症例定義

県及び保健所設置市は、国の示す新型インフルエンザ等の症例定義及びその修正等に留意し、適宜、関係機関に周知する。(健康医療局)

#### イ 医療体制の整備

県及び保健所設置市は、次の医療体制を整備する。(健康医療局)

- ① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。
- ② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の 患者が受診する可能性もあるため、郡市医師会等の協力を得て、院内 感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- ③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ 新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、 直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ④ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を県 衛生研究所又は保健所設置市が有する衛生研究所において、亜型等の 同定を行い、確認のために、国立感染症研究所に送付する。

#### ウ 帰国者・接触者相談センターの設置

県及び保健所設置市は、次のことを行う。(健康医療局)

- ① 帰国者・接触者相談センターを設置する。
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

## エ 医療機関等への情報提供

県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する 情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(健康医療局)

#### オ 検査体制の整備

- ① 県は、病原体の情報に基づき、県衛生研究所において新型インフルエンザ等に対する P C R 等の検査体制を確立する。(健康医療局)
- ② 衛生研究所を有する保健所設置市においては、県と同様に、新型 インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を整備する。(健康

医療局)

## カ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ① 県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。 (健康 医療局)
- ② 県及び保健所設置市は、国と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗 インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又 は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイ ルス薬の予防投与を行うよう要請する。(健康医療局)
- ③ 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。(健康医療局)

## (6)県民生活及び県民経済の安定の確保

## ア 事業者の対応

- ① 県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。 (関係局)
- ② 指定(地方)公共機関等は、その業務計画を踏まえ、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。国は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。(関係局)
- ③ 県は、指定(地方)公共機関等の事業継続のための法令の弾力運用 について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速 やかに検討し、措置を講じる。(関係局)
- ④ 水道事業者である県は、神奈川県業務継続計画に基づき、事業継続に向けた準備を行う。(企業庁)

#### イ 遺体の火葬・安置

- ① 県は、火葬場等の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、市町村に対し、一時的遺体安置所として使用する場所の確認を求めるとともに、遺体の保存のために必要な保存剤及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋等を準備するよう要請する。(健康医療局)
- ② 県は、国の要請に基づき、衛生上等の観点から、病院内外で一時的遺体安置所として使用する場所の把握に努める。(健康医療局)
- ③ 県は、多数遺体発生時には、「神奈川県広域火葬計画」に基づく広域火葬が行えるよう広域火葬参加機関相互の連絡・協力体制を市町村に確認する。(健康医療局)

## 3 県内未発生期

県内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、本県以外 の都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態

#### 目的:

県内発生に備えた体制の整備を行う。

#### 対策の考え方:

- 1) 県内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。
- 2) 国内発生、流行拡大に伴って、国が定める基本的対処方針等に基づき、必要な対策を行う。
- 3) 国内発生した新型インフルエンザ等の状況により、政府対策本部が 緊急事態宣言を行った場合、県内未発生であっても、積極的な感染対 策を行う。

## (1) 実施体制

## ア 実施体制の強化等

## (神奈川県新型インフルエンザ等対策本部の設置等)

① 県は、国が国内での新型インフルエンザ等の発生を確認し、政府対策本部が国内発生早期の基本的対処方針を公示したときは、直ちに「神奈川県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、その会議を開催し、県の対処方針、対策等を決定し、関係局間の連携を強化し、全局一体となった対策を推進する。(健康医療局、くらし安全防災局、関係局)

## (神奈川県新型インフルエンザ等対策本部幹事会の開催)

② 県は、必要に応じて、「神奈川県新型インフルエンザ等対策本部幹事会」を開催し、県対策本部で確認・検討した新型インフルエンザ等対策を推進する。(健康医療局、くらし安全防災局、関係局)

#### (地域医療体制対策会議の開催)

③ 各保健福祉事務所を中心に「地域医療体制対策会議」を開催し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備を推進する。(健康医療局)

#### (現地新型インフルエンザ等対策本部の設置)

④ 県は、必要に応じて「現地新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、現地における感染予防策などを強化する。(健康医療局、くらし安全防災局、関係局)

#### (神奈川県新型インフルエンザ等専門委員会の開催)

⑤ 県は、必要に応じて、感染症に関する知識・経験を有する専門家で構成される「神奈川県新型インフルエンザ等専門委員会」を開催し、新型インフルエンザ等対策における医療対策上の課題を検討し、「県対策本部」に意見を提出する。(健康医療局)

## (新型インフルエンザ等対策県・保健所設置市連絡会議の開催)

⑥ 県は、必要に応じて、「新型インフルエンザ等対策県・保健所設置 市連絡会議」を開催し、新型インフルエンザ等発生時における地域医 療体制の確保やまん延防止に関する協議を行う。(健康医療局)

#### (新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議の開催)

⑦ 県は、必要に応じて「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」 を開催し、新型インフルエンザ等対策における情報の提供・共有、住 民に対する普及啓発及び情報提供、帰国者・接触者外来、コールセン ター等、住民接種、要援護者の支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、 埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協 議を行う。(健康医療局)

## イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

## ① 緊急事態宣言

・ 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本 的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い国会に 報告する\*。 (内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

・ 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域 を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等 諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域 的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都 道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な 区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で 発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を 指定することも考慮する。

#### ② 市町村対策本部の設置

市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条による市町 村対策本部を直ちに設置する。

## ※ 緊急事態宣言(特措法第32条)

新型インフルエンザ等が世界の何れかの場所で発生した場合、海外の症例やWHOの判断も踏まえ、まず感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生の公表が厚生労働大臣により行われる。その後、国内で新型がプロルエンザ等が発生した場合に、緊急事態宣言を行うか否の判断が得られることとなるが、その時点ではある程度の症例等の知見の集積であるれていることが通常考えられる。そのため、緊急事態宣言の集積であるれていることが通常考えられる。そのため、緊急事態宣言の集積を与える、指法第32条第1項の「国民の生命及び健康に著しく重症症例(肺炎、それがあるものとして政令で定める要件」としては、重症症例(比比して海路では、が通常のインフルエンザにから、実行のによび自治を表別では、と認められる場合とし(特措法施行令第6条第1項)、それらに基本的対処方針等諮問委員会で評価する。

特措法第32条第1項の新型インフルエンザ等の「全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、疫学調査の結果、報告された患者等が感染した経路が特定できない場合又は上記のほか、患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由がある場合とし(特措法施行令第6条第2項)、その運用に当たって感染症法第15条に基づく患者等に関する。なお、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行う。

## (2) サーベイランス・情報収集

#### アー情報収集

県は、世界保健機関(WHO)、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表やインターネット等を活用し、国内・海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等に関する必要な情報を収集する。(健康医療局)

## イ サーベイランス

- ① 県及び保健所設置市は、海外発生期に引き続き、新型インフルエン ザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。 (教育委員会、福祉子どもみらい局、健康医療局)
- ② 県及び保健所設置市は、医療機関等に対して症状や治療等に関する 有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の 臨床情報を収集する。 (健康医療局)
- ③ 県及び保健所設置市は、国がリアルタイムで把握した国内の発生状況に関する情報提供を受けるとともに、国と連携し、必要な対策を実施する。(健康医療局)

## (3)情報提供・共有

#### ア 情報提供

① 県は、県民等に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国

内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、 対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、可能な限りやさしい日 本語及び多言語により、できる限りリアルタイムで情報提供する。 (健康医療局、政策局、国際文化観光局、環境農政局、教育委員会)

- ② 県は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、 個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の 対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場で の感染対策についての情報を適切に提供する。(健康医療局、福祉子 どもみらい局、環境農政局、教育委員会)
- ③ 県は、県民からコールセンター等に寄せられる問合せ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。(健康医療局)

### イ 情報共有

県は、国、市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。(健康医療局)

## ウ コールセンター等の体制充実・強化

- ① 県は、県のコールセンター等の体制を充実・強化する。(24時間体制など)(健康医療局)
- ② 県は、市町村に対し、状況の変化に応じた国のQ&Aの改定版を配布するほか、コールセンター等の体制の充実・強化を要請する。 (健康医療局)

### (4) 予防・まん延防止

### ア 県内でのまん延防止対策

- ① 県及び保健所設置市は、国と連携し、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、引き続き感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施等)の準備を進める。(健康医療局)
- ② 県内未発生期であっても、地域全体で積極的な感染対策をとり、流行の最盛期を遅らせることが重要であり、県及び保健所設置市は、必要な場合には、業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・ 手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的

な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状 が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(健康医療局、関係局)

- 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(健康 医療局、関係局)
- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(健康医療局、教育委員会、福祉子どもみらい局)
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ など適切な感染対策を講ずるよう要請する。(健康医療局・関係局)
- ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数 の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。 (健康医療局)

### イ 水際対策

県は、引き続き、国の検疫強化に伴う防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、横浜検疫所、東京検疫所川崎検疫所支所、市町村その他関係機関と情報共有を行う。(健康医療局)

### ウ 予防接種

国は、海外発生期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給する準備を行うとともに、特定接種を進め、また、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等を諮問委員会に諮った上で、決定することになっている<sup>24</sup>。

### (住民接種)

- ① 県は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、住民への接種に関する情報提供を行う。(健康医療局)
- ② パンデミックワクチンが全県民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、市町村は接種を開始する。 (健康医療局)
- ③ 市町村は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(健康医療局)

<sup>24</sup> 特定接種が全て終わらなければ住民接種が開始できないというものではない。

### エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、本県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。 ただし、②住民接種については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行う。(健康医療局、関係局)

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
  - ・ 県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域(市町村単位、県内のブロック単位)とすることが考えられる。
  - ・ 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施 行令第11条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の 使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。

要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第45条第4項に基づき、要請・指示を行った際には、 その施設名を公表する。

・ 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第45条第4項に基づき、要請・指示を行った際には、 その施設名を公表する。

## ② 住民接種

市町村は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(健康医療局、市町村)

## (5) 医療

## ア 医療体制の整備 (帰国者・接触者相談センターの充実・強化)等 海外発生期に引き続き、次の措置を講ずる。 (健康医療局)

- ① 県及び保健所設置市は、帰国者・接触者相談センターの充実・強化を行う。(24時間体制など)
- ② 県及び保健所設置市は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。
- ③ 県及び保健所設置市は、帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、郡市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- ④ 県及び保健所設置市は、帰国者・接触者外来を有する医療機関やその他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

### イ 患者への対応等

- ① 県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を県衛生研究所又は保健所設置市が有する衛生研究所へ送付し、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。(健康医療局)
- ② 県及び保健所設置市は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。(健康医療局)

### ウ 医療機関等への情報提供

県及び保健所設置市は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(健康医療局)

### エ 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 県及び保健所設置市は、県内感染期に備え、引き続き、医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。 (健康医療局)
- ② 県は、海外発生期に引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。(健康医療局)

### オ 医療機関・薬局における警戒活動

警察本部は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測 の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

## カ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、 以下の対策を行う。

## 医療等の確保 (特措法第47条)

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

## (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

## ア 事業者の対応

県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。(関係局)

### イ 県民・事業者への呼びかけ

県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(関係局)

## ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、 以下の対策を行う。

### ① 事業者の対応等

指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、県は国から示された当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。(関係局)

## ② 電気及びガス並びに水の安定供給(特措法第52条)

電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、 市町村、指定地方公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で 定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエン ザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措 置を講ずる。(企業庁、関係局、市町村)

## ③ 運送・通信・郵便の確保(特措法第53条)

運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。(関係局)

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

## 4 サービス水準に係る国民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(関係局)

## ⑤ 緊急物資の運送等 (特措法第54条)

- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定(地方) 公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。(関係局)
- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定 (地方)公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。 (健康医療局、関係局)
- ・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、 県は、必要に応じ、指定(地方)公共機関に対して輸送又は配送を 指示する。(関係局)

## ⑥ 生活関連物資等の価格の安定等

県及び市町村は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係局)

### ⑦ 犯罪の予防・取締り

警察本部は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(警察本部)

## 4 県内発生早期

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

### 目的:

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

### 対策の考え方:

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行の最盛期を遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を国が行い、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外での情報を医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、県民生活及び県民 経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急 ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は できるだけ速やかに実施する。
- 7) 患者数が増加した場合は、国内の発生状況を踏まえ、必要に応じて 県内感染期への移行を検討する。

## (1) 実施体制

### ア 実施体制の強化等

### (神奈川県新型インフルエンザ等対策本部の設置等)

① 県は、県内での発生が確認され、政府対策本部が国内発生早期の基本的対処方針の公示したときは、直ちに「神奈川県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、その会議を開催し、県内発生早期の対処方針、対策等を決定し、関係局間の連携を強化し、全局一体となった対策を推進する。(健康医療局、くらし安全防災局、関係局)

## (神奈川県新型インフルエンザ等対策本部幹事会の開催)

② 県は、必要に応じて、「神奈川県新型インフルエンザ等対策本部幹

事会」を開催し、「県対策本部」で確認・検討した新型インフルエン ザ等対策を推進する。(健康医療局、くらし安全防災局、関係局)

### (地域医療体制対策会議の開催)

③ 各保健福祉事務所を中心に「地域医療体制対策会議」を開催し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備を推進する。(健康医療局)

## (現地新型インフルエンザ等対策本部の設置)

④ 県は、必要に応じて「現地新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、現地における感染予防策などを強化する。(健康医療局、くらし安全防災局、関係局)

### (神奈川県新型インフルエンザ等対策チーム)

⑤ 県は、必要に応じて、各保健福祉事務所、各感染症指定医療機関の 医師など、新型インフルエンザ等に関する知識を有する専門家で「神 奈川県新型インフルエンザ等対策チーム」を組織し、国から派遣され る積極的疫学調査チームとともに、診断、検査、疫学調査等に関する 技術的な助言を行う。

### (神奈川県新型インフルエンザ等専門委員会の開催)

⑥ 県は、必要に応じて、感染症に関する知識・経験を有する専門家で構成される「神奈川県新型インフルエンザ等専門委員会」を開催し、新型インフルエンザ等対策における医療対策上の課題を検討し、「県対策本部」に意見を提出する。(健康医療局)

### (新型インフルエンザ等対策県・保健所設置市連絡会議の開催)

⑦ 県は、必要に応じて、「新型インフルエンザ等対策県・保健所設置 市連絡会議」を開催し、新型インフルエンザ等発生時における地域医 療体制の確保やまん延防止に関する協議を行う。(健康医療局)

## (新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議の開催)

⑧ 県は、必要に応じて「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」 を開催し、新型インフルエンザ等対策における情報の提供・共有、住 民に対する普及啓発及び情報提供、帰国者・接触者外来、コールセン ター等、住民接種、要援護者の支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、 埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協 議を行う。(健康医療局)

## イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

① 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

県内未発生期の記載を参照

## ② 市町村対策本部の設置

県内未発生期の記載を参照

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア 情報収集

県は、世界保健機関(WHO)、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表やインターネット等を活用し、国内・海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等に関する必要な情報を収集する。(健康医療局)

## イ サーベイランス

- ① 県及び保健所設置市は、県内未発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。(教育委員会、福祉子どもみらい局、健康医療局)
- ② 県及び保健所設置市は、医療機関等に対して症状や治療等に関する 有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の 臨床情報を収集する。(健康医療局)
- ③ 県及び保健所設置市は、県内の新型インフルエンザ等患者の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、発生状況を迅速に国に、情報提供する。また、国がリアルタイムで把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国と連携し、必要な対策を実施する。(健康医療局)

### ウ 調査研究

県は、発生した県内患者について、初期の段階には、国から派遣される積極的疫学調査チームと連携して、調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。(健康医療局)

### (3)情報提供・共有

#### ア 情報提供

① 県は、県民等に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、 国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の 理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、可能な限りや さしい日本語及び多言語により、できる限りリアルタイムで情報提供する。(健康医療局、政策局、国際文化観光局、環境農政局、教育委員会)

- ② 県は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、 個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の 対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場の 県内での感染対策についての情報を適切に提供する。(健康医療局、 福祉子どもみらい局、環境農政局、教育委員会)
- ③ 県は、県民からコールセンター等に寄せられる問合せ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。(健康医療局)

## イ 情報共有

県は、国、市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。(健康医療局)

## ウ コールセンター等の充実・強化

- ① 県は、県内未発生期に引き続き、県のコールセンター等の体制を充 実・強化する。(24時間体制など) (健康医療局)
- ② 県は、県内未発生期に引き続き、市町村に対し、状況の変化に応じた国のQ&Aの改定版を配布するほか、コールセンター等の体制の充実・強化を要請する。(健康医療局)

### (4)予防・まん延防止

### ア 県内でのまん延防止対策

- ① 県及び保健所設置市は、地域発生早期となった場合には、国と連携し、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施等)の措置を行う。(健康医療局)
- ② 県及び保健所設置市は、市町村、業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・ 手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的 な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状 が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(健康医 療局、関係局)

- 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(健康 医療局、関係局)
- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(健康医療局、教育委員会、福祉子どもみらい局)
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ など適切な感染対策を講ずるよう要請する。(健康医療局・関係局)
- ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数 の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。 (健康医療局)

### イ 水際対策

- ① 県は、引き続き、国の検疫強化に伴う防疫措置、入国者に対する疫 学調査等について、横浜検疫所、東京検疫所川崎検疫所支所、市町村 その他関係機関と情報共有を行う。(健康医療局)
- ② 県は、国が検疫の強化措置の縮小を判断した場合には、その情報を 関係機関に周知する。(病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内 の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなったとき)(健康医療局)

### ウ 予防接種

県は、海外発生期(又は県内未発生期)の対策を継続し、国の基本的 対処方針を踏まえて、特定接種を進める。また、予防接種法第6条第3 項に基づく新臨時接種の実施に係る国の方針について、情報提供を行う。 (健康医療局)

### (住民接種)

- ① 県は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、住民への接種に関する情報提供を行う。(健康医療局)
- ② パンデミックワクチンが全県民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、市町村は接種を開始する。(健康医療局)
- ③ 市町村は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(健康医療局)

### エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、本県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。 ただし、②住民接種については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行う。(健康医療局、関係局)

① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、基本的対処方針 に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

県内未発生期の記載を参照

### ② 住民接種

県内未発生期の記載を参照

## (5)医療

### ア 医療体制の整備

- ① 県及び保健所設置市は、海外発生期(県内未発生期)に引き続き、 帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。
- ② 県及び保健所設置市は、海外発生期(県内未発生期)に引き続き、 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症 状等を有する者は、帰国者・接触者外来での診療を継続する。
- ③ 患者等が増加してきた段階においては、県及び保健所設置市は、国の基本的対処方針に基づき、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関でも診療する体制に移行する。(健康医療局)

### イ 患者への対応等

- ① 県及び保健所設置市は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。(健康医療局)
- ② 県及び保健所設置市は、国と連携し、必要と判断した場合に、県衛生研究所又は保健所設置市が有する衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、県内の患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等は重症者等に限定して行う。(健康医療局)

③ 県及び保健所設置市は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。(健康医療局)

## ウ 医療機関等への情報提供

県及び保健所設置市は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(健康 医療局)

## エ 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 県及び保健所設置市は、県内感染期に備え、引き続き、医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。 (健康医療局)
- ② 県は、海外発生期(県内未発生期)に引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。(健康医療局)

## オ 医療機関・薬局における警戒活動

警察本部は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

### カ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、 以下の対策を行う。

### 医療等の確保

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

## (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

### ア 事業者の対応

県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。(関係局)

## イ 県民・事業者への呼びかけ

県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者 としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、 生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが 生じないよう要請する。(関係局)

## ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、 以下の対策を行う。

① 事業者の対応等

県内未発生期の記載を参照

② 電気及びガス並びに水の安定供給(特措法第52条)

県内未発生期の記載を参照

③ 運送・通信・郵便の確保 (特措法第53条)

県内未発生期の記載を参照

4 サービス水準に係る国民への呼びかけ

県内未発生期の記載を参照

⑤ 緊急物資の運送等(特措法第54条)

県内未発生期の記載を参照

⑥ 生活関連物資等の価格の安定等

県内未発生期の記載を参照

⑦ 犯罪の予防・取締り

県内未発生期の記載を参照

## 5 県内感染期

- ・県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことがで きなくなった状態
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・地域によって状況が異なる可能性がある。

### 目的:

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 県民生活及び県民経済への影響を最小限に抑える。

### 対策の考え方:

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止は実施する。
- 2) 県内の発生状況等を勘案し、本県の実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4)流行の最盛期の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、県民生活・県民経済の影響を最小限 に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その 他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、 体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

## (1) 実施体制

### ア 実施体制の強化等

### (神奈川県新型インフルエンザ等対策本部の開催等)

① 県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態となり、国が国内感染期の基本的対処方針に変更し、公示したときは、「神奈川県新型インフルエンザ等対策本部」の会議を開催し、本県が感染期に入ったことを宣言し、感染期における県の対処方針、対策等を決定し、関係局間の連携を強化し、全局一体となった対策を推進する。(健康医療局、くらし安全防災局、関係局)

### (神奈川県新型インフルエンザ等対策本部幹事会の開催)

② 県は、必要に応じて、「神奈川県新型インフルエンザ等対策本部幹事会」を開催し、県対策本部で確認・検討した新型インフルエンザ等対策を推進する。(健康医療局、くらし安全防災局、関係局)

## (現地新型インフルエンザ等対策本部の廃止等)

③ 県は、引き続き、現地における感染予防策などを継続するが、状況に応じて「現地新型インフルエンザ等対策本部」を廃止する。(健康 医療局、くらし安全防災局、関係局)

### (地域医療体制対策会議の開催)

④ 各保健福祉事務所を中心に「地域医療体制対策会議」を開催し、 地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型 インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備を推進する。 (健康医療局)

## (神奈川県新型インフルエンザ等専門委員会の開催等)

⑤ 県は、必要に応じて、感染症に関する知識・経験を有する専門家で構成される「神奈川県新型インフルエンザ等専門委員会」を開催し、新型インフルエンザ等対策における医療対策上の課題を検討し「県対策本部」に意見を提出する。(健康医療局)

## (新型インフルエンザ等対策県・保健所設置市連絡会議の開催等)

⑥ 県は、必要に応じて、「新型インフルエンザ等対策県・保健所設置 市連絡会議」を開催し、新型インフルエンザ等発生時における地域医 療体制の確保やまん延防止に関する協議を行う。(健康医療局)

### (新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議の開催等)

⑦ 県は、必要に応じて「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」 を開催し、新型インフルエンザ等対策における情報の提供・共有、住 民に対する普及啓発及び情報提供、帰国者・接触者外来、コールセン ター等、住民接種、要援護者の支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、 埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協 議を行う。(健康医療局)

### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ 以下の対策を行う。(健康医療局、関係局)

- ① 市町村対策本部の設置 県内未発生期の記載を参照
- ② 他の地方公共団体による代行、応援等(特措法第38条・第39条) 県又は市町村が、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア 情報収集

県は、引き続き、世界保健機関(WHO)、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表やインターネット等を活用し、国内・海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、必要な情報収集を行う。(健康医療局)

## イ サーベイランス

- ① 県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。(健康医療局)
- ② 県及び保健所設置市は、国内のリアルタイムの発生状況の情報収集を行い、国と連携し、必要な対策を実施する。(健康医療局)

### (3)情報提供・共有

### ア 情報提供

- ① 県は、引き続き、県民等に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、可能な限りやさしい日本語及び多言語により、できる限りリアルタイムで情報提供する。(健康医療局、政策局、国際文化観光局、環境農政局、教育委員会)
- ② 県は、引き続き、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。

また、学校・保育施設等や職場の県内での感染対策についての情報 を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。 (健康医療局、福祉子どもみらい局、環境農政局、教育委員会)

③ 県は、引き続き、県民からコールセンター等に寄せられる問合せ、 市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関 係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、 地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、 次の情報提供に反映する。(健康医療局)

#### イ 情報共有

県は、国、市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。(健康医療局)

### ウ コールセンター等の継続

① 県及び保健所設置市は、コールセンター等を継続し、状況の変化に

応じた国のQ&Aの改定等を踏まえながら、適切な情報提供を行う。 ただし、状況に応じて充実・強化体制(24時間体制など)の緩和を図 る。(健康医療局)

② 県は、引き続き、県所管域の市町村に対しても、コールセンター等を継続するよう要請する。ただし、状況に応じて充実・強化体制の緩和を図るよう要請する。(健康医療局)

## (4) 予防・まん延防止

### ア 県内でのまん延防止対策

- ① 県及び保健所設置市は、業界団体等を経由し、又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・ 手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染 対策等を強く勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状の認 められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(健康医療局)
  - 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(関係局)
  - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業<sup>25</sup> (学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(教育委員会、福祉子どもみらい局、健康医療局)
  - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ など適切な感染対策を講ずるよう要請する。 (健康医療局)
- ② 県及び保健所設置市は、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。(健康医療局、関係局)
- ③ 県及び保健所設置市は、国と連携し、医療機関に対し、県内感染期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者(同居者を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。(健康医療局)
- ④ 県及び保健所設置市は、県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)は中止する。 (健康医療局)

 $<sup>^{25}</sup>$  感染が拡大するにつれて感染拡大防止の効果は低下することから、状況に応じて対策を緩和することも考えられる。

### イ 水際対策

県内発生早期の記載を参照

### ウ 予防接種

市町村は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(健康医療局、市町村)

### エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、本県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。 ただし、②住民接種については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行う。(健康医療局、関係局)

- ① 患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
  - ・ 県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を 定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや 基本的な感染対策の徹底を要請する。
  - ・ 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第45条第4項に基づき、要請・指示を行った際には、 その施設名を公表する。

・ 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第45条第4項に基づき、要請・指示を行った際には、 その施設名を公表する。

② 市町村は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。 (健康医療局、市町村)

## (5) 医療

## ア 患者への対応等

- ① 県及び保健所設置市は、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談 センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフ ルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、 原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診 療を行う。(健康医療局)
- ② 県及び保健所設置市は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外 の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。 (健康医療局)
- ③ 県及び保健所設置市は、医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。(健康医療局)
- ④ 県及び保健所設置市は、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器 材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾 患に係る診療が継続されるように調整する。(健康医療局)

## イ 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等 を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(健康医療局)

### ウ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

県は、県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、不足している場合には、県備蓄分を当該地域に放出する。さらに不足している場合には、国に対して、国備蓄分の放出を要請する。(健康医療局)

### エ 在宅で療養する患者への支援

市町村は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。(健康医療局)

### オ 医療機関・薬局における警戒活動

警察本部は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。 (警察本部)

## カ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、 以下の対策を行う。(健康医療局、関係局)

## ① 医療等の確保(特措法第47条)

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、 医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。(健康医療局)

## ② 臨時の医療施設等(特措法第48条第1項及び第2項)

県及び保健所設置市は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院(医療法施行規則第10条)等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置<sup>26</sup>(特措法第48条第1項及び第2項)し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行が最盛期を越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。(健康医療局)

## (6)県民生活及び県民経済の安定の確保

### ア 事業者の対応

県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。(関係局)

## イ 県民・事業者への呼びかけ

県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(関係局)

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> 特措法第48条の臨時の医療施設は、保健所設置市及び特別区以外の市町村も状況によっては設置する。

## ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、 以下の対策を行う。(健康医療局、関係局)

### ① 業務の継続等

- ・ 指定(地方)公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、県は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。(関係局)
- ・ 県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等 による従業員の罹患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討す る。 (関係局)
- ② 電気及びガス並びに水の安定供給(特措法第52条)

県内未発生期の記載を参照

③ 運送・通信・郵便の確保 (特措法第53条)

県内未発生期の記載を参照

④ サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(関係局)

⑤ 緊急物資の運送等(特措法第54条)

県内未発生期の記載を参照

## ⑥ 物資の売渡しの要請等 (特措法第55条)

- ・ 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ 所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。 なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能 となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象 となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所 有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。(関係局)
- ・ 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に 応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。(関係局)

## ⑦ 生活関連物資等の価格の安定等 (特措法第59条)

- ・ 県及び市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の 安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、 生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜し みが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係 事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行 う。(関係局)
- ・ 県及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係局)
- ・ 県は、米穀、小麦等の供給不足が生じ、又は生じるおそれがある ときは、国が備蓄している物資の活用を検討するよう国に要請する。 (関係局)
- ・ 市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。(市町村)

## ⑧ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県は、市町村に対し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。(健康医療局)

## ⑨ 犯罪の予防・取締り

県内未発生期の記載を参照

### ⑩ 埋葬・火葬の特例等(特措法第56条)

- ・ 県は、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働 させるよう、要請する。(健康医療局)
- ・ 県は、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超える ことが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を 直ちに確保するよう要請する。(健康医療局)
- ・ 県は、新型インフルエンザ等による死亡者が増加し、広域火葬の 実施が必要となった場合、「神奈川県広域火葬計画」に基づき市町 村及び広域火葬参加機関との連絡調整のもと広域火葬を実施する。 (健康医療局)

## 6 小康期

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている 状態
- ・大流行は一旦終息している状況

## 目的:

1) 県民生活及び県民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

### 対策の考え方:

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うととも に、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活 動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について県 民に情報提供する。
- 3)情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### (1) 実施体制

### ア 基本的対処方針の変更、緊急事態解除宣言、政府対策本部の廃止

### ① 基本的対処方針の変更

国は、基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示することになっている。

### ② 緊急事態解除宣言

国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、新型インフルエン ザ等緊急事態解除宣言を行い、国会に報告することになっている。 (新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと 認めるときも含む。)

## ③ 政府対策本部の廃止

国は、新型インフルエンザ等に罹患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザに罹患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザ等感染症に対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し国会に報告し公示することになっている。

### イ 県対策本部の廃止等

## ① 神奈川県新型インフルエンザ等対策本部の廃止

県は、特措法第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止された ときは、遅滞なく「神奈川県新型インフルエンザ等対策本部」を開催 し、本県が小康期に入ったことを宣言し、対策本部を廃止する。(健 康医療局、関係局)

## ② 神奈川県新型インフルエンザ等対策会議等の開催

- ・ 県は、必要に応じて、「神奈川県新型インフルエンザ等対策会議」 を開催し、第二波の流行に備えるため、全局一体となった対策を推 進する。(健康医療局、関係局)
- ・ 県は、必要に応じて、「地域医療体制対策会議」、「新型インフルエンザ等対策県・保健所設置市連絡会議」又は「新型インフルエンザ等市町村連絡会議」を開催し、第二波の流行に備え、連携を強化する対応について情報交換等を行う。(健康医療局、関係局)

### ③ 対策の評価・見直し

県は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、県行動計画、ガイドライン等の見直しを行う。この場合において、必要に応じて「神奈川県新型インフルエンザ等専門委員会」を開催し、これまでの各段階における対策に関する評価、見直しに関する意見を聴く。(健康医療局、関係局)

### ウ 市町村対策本部の廃止

市町村は、特措法第32条第5項の規定による新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言の公示がされたときは、遅滞なく市町村対策本部を廃止する。(市町村)

## (2) サーベイランス・情報収集

### アー情報収集

県は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、国及び関係機関等を通じて必要な情報を収集する。(健康医療局)

### イ サーベイランス

- ① 県及び保健所設置市は、通常のサーベイランスを継続する。 (健康 医療局)
- ② 県及び保健所設置市は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。(教育委員会、福祉子どもみらい局、健康医療局)

## (3)情報提供・共有

## ア 情報提供

- ① 県は、引き続き、県民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を可能な限りやさしい日本語及び多言語により、情報提供する。(健康医療局、政策局、国際文化観光局、環境農政局、教育委員会)
- ② 県は、県民からコールセンター等に寄せられた問合せ、市町村や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(健康医療局、関係局)

## イ 情報共有

県は、国、市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。(健康医療局)

## ウ コールセンター等の体制の縮小

- ① 県及び保健所設置市は、状況を見ながら、コールセンター等の体制 を縮小する。(健康医療局)
- ② 県は、県所管域の市町村に対し、コールセンター等の体制の縮小を 要請する。 (健康医療局)

### (4) 予防・まん延防止

### ア 予防接種

市町村は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新 臨時接種を進める。

### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、 市町村は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基 づく住民接種を進める。

## (5) 医療

### ア 医療体制

県及び保健所設置市は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生前 の通常の医療体制に戻す。(健康医療局)

### イ 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 県及び保健所設置市は、国が作成した治療指針(国内外で得られた 新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエ ンザウイルス薬の使用を含む。)を医療機関に対し周知する。(健康 医療局)
- ② 県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。 (健康医療局)

## ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

県は、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

## (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

## ア 県民・事業者への呼びかけ

県は、必要に応じ、引き続き、県民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(関係局)

### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

### ① 業務の再開

- ・ 県は、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。(健康医療局、関係局)
- ・ 県は、指定(地方)公共機関及び登録事業者に対し、これまでの 被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業 を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。(関係局)

### ② 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

県、市町村及び指定(地方)公共機関は、国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(健康医療局、関係局)

別 添

## 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く 見られている。

人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

## 1 実施体制

### (1) 体制強化

- ① 県は、国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて、副知事を本部長とする新型インフルエンザ等対策会議を設置するとともに、同会議を開催し、対処方針について協議し、決定する。(健康医療局、関係局)
- ② 県は、必要に応じて現地新型インフルエンザ等対策本部を設置し、関係部局の連携のもと、本病の感染を防止し、被害を最小限に止めるよう的確な措置を講じるものとする。 (健康医療局、関係局)

## (2) 家きん等への防疫対策

高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合には、「高病原性鳥インフルエンザ等発生時対応マニュアル」、「神奈川県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対応マニュアル」、「高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)のヒトへの感染防止対応マニュアル」及び「食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ発生(疑い)時連絡体制」に基づき対応し、患者発生時においては、「鳥インフルエンザ(H5N1)対応ガイドライン」により対応する。(くらし安全防災局、環境農政局、健康医療局、関係局)

## 2 サーベイランス・情報収集

### (1) 情報収集

県は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。(健康医療局、環境農政局、関係局)

### (2) 国との情報交換

県は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況及び海外における状況について、国との情報交換を行う。(健康医療局)

### (3) 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

県は、鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。(健康医療局)

## 3 情報提供・共有

県は、県内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた 場合、発生した市町村と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極 的な情報提供を行う。(健康医療局)

## 4 予防・まん延防止

### (1) 疫学調査、感染対策

- ・ 県は、必要に応じて、国から派遣される疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。(健康医療局)
- ・ 県は、国からの要請により、疫学調査や接触者への対応(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)等を実施する。(健康医療局)
- ・ 県は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者(有症状者) に対し、自宅待機を依頼する。(健康医療局)
- ・ 警察本部は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた 警戒活動等を行う。(警察本部)

## 5 医療

## (1) 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められ た場合

- ① 県は、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。(健康医療局)
- ② 県は、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型 検査、遺伝子解析等を実施する。また、国から提供される検査方法に 関する情報に基づき、県衛生研究所においても検査を実施する。(健 康医療局)
- ③ 県は、感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者(疑似症患者を含む。)について、入院その他の必要な措置を講ずる。(健康医療局)
- (2) 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染する などWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染 が認められた場合
  - ① 県は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者 (有症状者)の情報について、県に情報提供するよう医療機関等に周 知する。(健康医療局)
  - ② 県は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知する。 (健康医療局)

- ※ 参考資料
- 1 用語解説

※アイウエオ順

### Ο インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

### 〇 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

### 〇 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- \*特定感染症指定医療機関:新感染症の所見がある者又は一類感染症、 二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当 させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- \*第一種感染症指定医療機関:一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \*第二種感染症指定医療機関:二類感染症又は新型インフルエンザ等感 染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定し た病院。
- \*結核指定医療機関:結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機 関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ず るものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。

### 〇 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

### ○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や又は新型インフルエンザ等患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

### 〇 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ等患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

### 〇 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイル薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

### ○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment: PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じた適切なものを選択する必要がある。

## 〇 サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。 特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体) の把握及び分析のことを示すこともある。

## 〇 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

### ○ 死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザに罹患して死亡した者の数。

### 〇 人工呼吸器

救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

### 〇 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) /インフルエンザ (H1N1) 2009 2009年 (平成21年) 4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH 1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型イン フルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年 (平成23 年)3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、 季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエン ザ (H1N1) 2009」としている。

### 〇 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項)

### 〇 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

## ○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

#### O トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

## 〇 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

### 〇 濃厚接触者

症例(患者(確定例)、疑似症患者)が発病したと推定される日の1日前から接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

ア 世帯内接触者

症例(患者(確定例)、疑似症患者)と同一住所に居住する者。

イ 医療関係者等

個人防護具 (PPE) を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染防止策なしで、症例 (患者(確定例)、疑似症患者)の診察、

処置、搬送等に直接係わった医療関係者や搬送担当者。

### ウ 汚染物質への接触者

症例(患者(確定例)、疑似症患者)由来の血液、体液、分泌物(痰など(汗を除く。))などに、必要な感染予防策なしで接触した者等。

※その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離で、必要な感染予防策なしで、症例(患者(確定例)、疑似症患者)と接触があった者。

### ○ 発病率 (AttackRate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

### O パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### Ο パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

### 〇 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

### 〇 プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)。

### O PCR (Polymerase Chain Reaction:ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素(Reverse Transcriptase)を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

## 2 神奈川県内の感染症指定医療機関

# (1)第一種感染症指定医療機関

病院名	住所	感染症 病床数	設置者	電話番号	備考
横浜市立市民病院	横浜市保土ケ谷 区岡沢町 56	2 床	横浜市長	045-331- 1961	救命救急センター (H22.4.1) 救急病院(H29.2.1) 地域医療支援病院

# (2) 第二種感染症指定医療機関

病院名	住所	感染症 病床数	設置者	電話番号	備考
横浜市立市民病院	横浜市保土ケ谷 区岡沢町 56	24 床	横浜市長	045-331- 1961	救命救急センター (H22.4.1) 救急病院(H29.2.1) 地域医療支援病院
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新 川通 12-1	12 床	川崎市長	044-233- 5521	救命救急センター (H18.4.1) 救急病院(H29.2.1) 地域医療支援病院
平塚市民病院	平塚市南原 1- 19-1	6 床	平塚市長	0463-32- 0015	救命救急センター (H29.4.1) 救急病院(H28.8.3) 地域医療支援病院
地方独立行政法人 神奈川県立病院機 構神奈川県立足柄 上病院	足柄上郡松田町 松田惣領 866-1	6 床	地方独立 行政法从 神奈川県 立病院機 構	0465-83- 0351	救急病院(H29.2.1)
横須賀市立市民病院	横須賀市長坂 1-3-2	6 床	横須賀市長	046-856- 3136	救急病院 (H29.2.22) 地域医療支援病院
藤沢市民病院	藤沢市藤沢 2- 6-1	6 床	藤沢市長	0466-25- 3111	救命救急センター (H18.12.1) 救急病院 (H27.12.8) 地域医療支援病院
厚木市立病院	厚木市水引 1- 16-36	6 床	厚木市長	046-221- 1570	救急病院 (H27.4.30) 地域医療支援病院
神奈川県厚生農業 協同組合連合会相 模原協同病院	相模原市緑区橋 本 2-8-18	6 床	神奈川県厚 生農業協同 組合連合会	042-772- 4291	救急病院(H29.2.1) 地域医療支援病院
計		72 床			

## 3 県·保健所設置市 保健福祉事務所等

## (1) 県衛生研究所・保健福祉事務所

	施設名	所在地	電話番号	所管区域	所管区域内 人口
衛生研	于究所	〒253-0087 茅ヶ崎市下町屋 1-3-1	(0467) 83- 4400	_	_
平塚保	·健福祉事務所	〒254-0051 平塚市豊原町 6-21	(0463) 32- 0130	平塚市、   中郡 (大磯   町、二宮町)	317, 849
	秦野センター	〒257-0031 秦野市曽屋 2-9-9	(0463) 82- 1428	秦野市、 伊勢原市	268, 389
鎌倉保	·健福祉事務所	〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜 2-16- 13	(0467) 24- 3900	鎌倉市、  逗子市、  三浦郡(葉山  町)	261, 930
	三崎センター	〒238-0221 三浦市三崎町六合 32	(046) 8 82- 6811	三浦市	44, 446
小田原	〖保健福祉事務所	〒250-0042 小田原市荻窪 350-1	(0465) 32- 8000	小田原市、足 柄下郡(箱根 町、真鶴町、 湯河原町)	236, 658
	足柄上センター	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田 島 2489-2	(0465) 83- 5111	南足柄市、足 柄上郡(中井 町、大井町、 松田町、山北 町、開成町)	108, 104
厚木保	· 健福祉事務所	〒243-0004 厚木市水引 2-3-1	(046) 2 24- 1111	厚木市、 海老名市、座 間市、 愛甲郡(愛川 町、清川村)	528, 557
	大和センター	〒242-0021 大和市中央 1-5-26	(046) 2 61- 2948	大和市、 綾瀬市	318, 505

- (注1) 所管区域内人口は、「神奈川県の人口と世帯(平成29年1月1日現在)」 (統計センター)による。
- (注2) 秦野センター、三崎センター、足柄上センター及び大和センターは、地域保健法第12条に基づく保健所の支所。

# (2)政令市保健所の概要

# ①横浜市

保健所名		所在地	電話番号	所管区 域	所管区域内 人口
横浜	市	〒231-0017 中区港町1丁目1番	(045) 671 -4182	横浜市 全域	3, 731, 096
	鶴見	<b>鶴見</b> 〒230-0051 鶴見区鶴見中央3丁目20番1号		鶴見区	287, 451
	神奈川	〒221-0824 神奈川区広台太田町 3 番地の 8	(045) 411 -7171	神奈川区	240, 224
	西	〒220-0051 西区中央1丁目5番10号	(045) 320 -8484	西区	98, 646
	中	〒231-0021 中区日本大通 35 番地	(045) 224 -8181	· · ·   III   X	
	南	<b>南</b> 〒232-0024 南区浦舟町二丁目 33 番地		南区	194, 752
18	港南	<b>南</b> 〒233-0003 港南区港南四丁目2番10号		港南区	214, 519
	保土ヶ谷	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2番地の9	(045) 334 -6262	保土ヶ 谷区	206, 621
	旭	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1丁目4番地の12	(045) 954 -6161	旭区	246, 517
福 祉 保 健	磯子	〒235-0016 磯子区磯子 3 丁目 5 番 1 号	(045) 750 -2323	磯子区	166, 420
健 セ ン	金沢	〒236-0021 金沢区泥亀2丁目9番1号	(045) 788 -7878	金沢区	200, 850
ター	港北	〒222-0032 港北区大豆戸町 26 番地の 1	(045) 540 -2323	港北区	346, 922
	緑	〒226-0013 緑区寺山町 118 番地	(045) 930 -2323	緑区	181, 165
	青葉	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町 31 番地 4	(045) 978 -2323	青葉区	310, 499
	都筑	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号	(045) 948 -2323	都筑区	212, 170
	戸塚	〒244-0003 戸塚区戸塚町 16 番地 7	(045) 866 -8484	戸塚区	275, 996
	栄	〒247-0005 栄区桂町 303 番 19 号	(045) 894 -8181	栄区	121, 362
	泉	〒245-0024 泉区和泉中央北五丁目1番1号	(045) 800 -2323	泉区	153, 690
	瀬谷	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町 190 番地	(045) 367 -5656	瀬谷区	124, 197

# ② 川崎市、横須賀市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市

保健所名		所在地	電話番号	所管区域	所管区域内 人口
川崎市		〒210-0013 幸区堀川町 580 ソリッドスクエア西館 12 階	(044) 200 -2446		1491, 577
	川崎	〒210-8570 川崎区東田町8番地	(044) 201 -3113	川崎区	226, 727
	幸	〒212-8570 幸区戸手本町1丁目11番1号	(044) 556 -6666	幸区	163, 567
7 保健福	中原	〒211-8570 中原区小杉町3丁目245番地	(044) 744 -3113	中原区	251, 508
祉   セ	高津	〒213-8570 高津区下作延2丁目8番地1 号	(044) 861 -3113	高津区	229, 547
ンター	宮前	〒216-8570 宮前区宮前平2丁目20番5号	(044) 856 -3252	宮前区	228, 135
	多摩	〒214-8570 多摩区登戸 1755 番地 1	(044) 935 -3113	多摩区	215, 610
	麻生	〒215-8570 麻生区万福寺1丁目5番1号	(044) 965 -5100	麻生区	176, 483
相模原市		〒252-5277 相模原市中央区富士見6丁目 1番1号相模原市総合医療センタ	(042)754 -1111	相模原市全域	721, 477
横須賀市		〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目38番 11号	(046) 822 -4300	横須賀市 全域	403, 383
藤沢市		〒251-0022 藤沢市鵠沼 2131 番地 1	(0466) 50 -3592	藤沢市 全域	427, 199
茅ヶ崎市		〒253-8660 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7	(0467) 85 -1171	茅ヶ崎市 寒川町	240, 155
		政令	6 市計 6 所		
		県	4 所		
		計	10 所		

- (注1) 所管区域内人口は、「神奈川県の人口と世帯 (平成29年1月1日現在)」 (統計センター)による。
- (注2) 横浜市各福祉保健センター、川崎市各保健福祉センターは、地域保健法第 12条に基づく保健所の支所。

# 4 各発生段階における主な対応に関する第5版との比較

県新型インフルエンザ対策行動計画(第5版)			県新型インフルエンザ等対策行動計画					
位置付	位置付 任意の行政計画			位置付法定計画				
対象	新型インフルエンザ			象	新型インフルエンザ等感染症、新感染症			
未発生期	○県対策会議(任意) ○訓練の実施 ○サーベイランス等の実施 ○県民、事業者等への情報提供 ○ワクチン接種体制の構築 ○感染症指定医療機関等の病床確保、地域の 医療機関等の病床の確保 ○医療機関、事業者に対する事前準備の要請 ○抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材 の継続的な確保・備蓄		未新期		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
海外発 生期	○県危機管理対策本部の開催、国の基本的対処 方針に基づく対策の実施 ○情報収集、サーベイランスの継続・強化 ○一般的な相談に応じるため、コールセンター 設置 ○事前接種(プレパンデミックワクチン)の実施 ○住民予防接種の準備(市町村) ○帰国者・接触者外来の設置 ○帰国者・接触者相談センターの設置 ○医療機関等に対し、必要に応じて濃厚接触者等 に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与 の要請	病感が判場な ・接談タ外・病性としの応 相側で 相側で 相側で 相側で 別 国者ン及の が は が が は が が が が が が が が が が が が が が	海夕生其		●県対策本部の設置、国の基本的対処方針に基づく対策の実施 ○情報収集、サーベイランスの継続・強化 ○一般的な相談に応じるため、コールセンター等設置 ○特定接種の実施 ○住民接種の準備に係る市町村への協力 ○帰国者・接触者外来の設置 ○帰国者・接触者相談センターの設置 ○医療関係者に対する医療等の実施の要請等 ○医療機関等に対し、必要に応じて濃厚接触者等に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の要請	病感が判場な・接接シー来・等とた主 者相 び縮:		
県 <b>内未</b> 期	○コールセンターの充実・強化(24時間体制) ○住民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い・ うがい・マスクの着用・咳エチケット等を強く 勧奨 ○帰国者・接触者相談センターの充実・強化 (24時間体制) ○住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請 ○集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請 ○学校・保育施設等の設置者に対し、臨時休業 及び入学試験の延期等を行うよう要請	小止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	県 発生		○コールセンター等の充実・強化(24時間体制) ○県民、事業者等へマスク着用、時差出勤等の 推奨等、新型インフルエンザ等対策実施の協力 の要請 ○帰国者・接触者相談センターの充実・強化 (24時間体制)  【政府対策本部長の緊急事態宣言】 (●市町村対策本部の設置) ●住民接種の開始に係る市町村への協力 ●生活関連物資等の価格の安定等の措置 【緊急事態措置の実施区域の場合※】 ●不要不急の外出の自粛等の要請 ●学校、興業場等施設使用制限等の要請、指示 ●緊急物資の運送の要請、医薬品又は 医療機器の配送の要請、指示	小止・法く応・医に診 繋び場、未でして 楽ま者中 般機す要 接発で合本発あ緊は 楽を者中 の関る請 都生あ 県生っ急		
県内発 生早期	○帰国者・接触者外来での診断・治療 ○感染症法に基づく患者対応(治療・入院勧告等) ○一般の医療機関で診療する体制へ移行		県内生与		<ul> <li>○帰国者・接触者外来での診断・治療</li> <li>○感染症法に基づく患者対応(治療・入院勧告等)</li> <li>○一般の医療機関で診療する体制へ移行</li> <li>【政府対策本部長の緊急事態宣言】</li> <li>【緊急事態措置の実施区域の場合】</li> <li>県内未発生期に同じ。</li> </ul>	事態措置実施に指るによるがある。		
県内感 染期	○新型インフルエンザ等患者全数把握の中止 ○必要に応じコールセンター体制の緩和 ○帰国者・接触者外来の中止 ○帰国者・接触者相談センターの中止 ○感染症法に基づく患者対応(治療・入院勧告 等)の中止 ○一般の医療機関での診療		県内染料	月	<ul> <li>新型インフルエンザ等患者全数把握の中止</li> <li>必要に応じコールセンター等体制の緩和</li> <li>帰国者・接触者外来の中止</li> <li>帰国者・接触者相談センターの中止</li> <li>感染症法に基づく患者対応(治療・入院勧告等)の中止</li> <li>一般の医療機関での診療</li> <li>【政府対策本部長の緊急事態宣言】</li> <li>【緊急事態措置の実施区域の場合】 県内未発生期に同じ。</li> <li>臨時の医療施設等による医療の提供</li> <li>緊急時の埋葬・火葬の特例の実施</li> <li>特定物資の売渡しの要請、収用、保管命令</li> </ul>			
小康期	○県民への情報提供 ○必要に応じコールセンターの縮小・中止 ○流行の第二波に備え、住民予防接種を継続		小周	東期	●対策本部(市町村対策本部)の廃止 ○県民への情報提供 ○必要に応じコールセンター等の縮小・中止 ○流行の第二波に備え、住民接種の継続に係る 市町村への協力			

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)

#### 目次

- 第1章 総則(第1条~第5条)
- 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等(第6条~第13条)
- 第3章 新型インフルエンザ等の発生時における措置(第14条~第31条)
- 第4章 新型インフルエンザ等緊急事態措置
  - 第1節 通則 (第32条~第44条)
  - 第2節 まん延の防止に関する措置(第45条・第46条)
  - 第3節 医療等の提供体制の確保に関する措置(第47条~第49条)
  - 第4節 国民生活及び国民経済の安定に関する措置(第50条~第61条)
- 第5章 財政上の措置等(第62条~第70条)
- 第6章 雑則 (第71条~第75条)
- 第7章 罰則(第76条~第78条)

附則

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

### (定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 新型インフルエンザ等 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条 第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。
  - (2) 新型インフルエンザ等対策 第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。
  - (3) 新型インフルエンザ等緊急事態措置 第32条第1項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第5項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。
  - (4) 指定行政機関次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。
    - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法 (平成11年法律第89号) 第49条第1項及び第2項に規定す

- る機関並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関
- ロ 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第1項並びに国 家行政組織法第8条に規定する機関
- ハ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2 に規定する機関
- 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
- (5) 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第43条及び第57条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で政令で定めるものをいう。
- (6) 指定公共機関 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品(薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品をいう。以下同じ。)又は医療機器(同条第4項に規定する医療機器をいう。以下同じ。)の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。
- (7) 指定地方公共機関 都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第1条の地方道路公社をいう。)その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

## (国、地方公共団体等の責務)

- 第3条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- 2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。
- 3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。
- 4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第18条第1項に規定する基本的対処方 針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方 公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有 する。
- 5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
- 6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。 (事業者及び国民の責務)
- 第4条 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 第28条第1項第1号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、 医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければ ならない。

(基本的人権の尊重)

第5条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合に おいて、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ 等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

#### 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等

(政府行動計画の作成及び公表等)

- 第6条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「政府行動計画」という。)を定めるものとする。
- 2 政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
  - (2) 国が実施する次に掲げる措置に関する事項
    - イ 新型インフルエンザ等及び感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症に変 異するおそれが高い動物のインフルエンザの外国及び国内における発生の状況、動向及び原因の情 報収集
    - ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切 な方法による提供
    - ハ 新型インフルエンザ等が国内において初めて発生した場合における第16条第8項に規定する政 府現地対策本部による新型インフルエンザ等対策の総合的な推進
    - ニ 検疫、第28条第3項に規定する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止 に関する措置
    - ホ 医療の提供体制の確保のための総合調整
    - へ 生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置
  - (3) 第28条第1項第1号の規定による厚生労働大臣の登録の基準に関する事項
  - (4) 都道府県及び指定公共機関がそれぞれ次条第1項に規定する都道府県行動計画及び第9条第1項 に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
  - (5) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
  - (6) 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項
- 3 政府行動計画は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階、新型インフルエンザ等が外国において発生した段階及び新型インフルエンザ等が国内において発生した段階に区分して定めるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、政府行動計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、第4項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府行動計画を国会に報告する とともに、その旨を公示しなければならない。
- 7 政府は、政府行動計画を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機

- 関(以下「地方公共団体の長等」という。)、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の 提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
- 8 第3項から前項までの規定は、政府行動計画の変更について準用する。

(都道府県行動計画)

- 第7条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を作成するものとする。
- 2 都道府県行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
  - (2) 都道府県が実施する次に掲げる措置に関する事項
    - イ 新型インフルエンザ等の都道府県内における発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査
    - ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民 への適切な方法による提供
    - ハ 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
    - ニ 医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置
    - ホ 物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
  - (3) 市町村及び指定地方公共機関がそれぞれ次条第1項に規定する市町村行動計画及び第9条第1項 に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
  - (4) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
  - (5) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し都道府 県知事が必要と認める事項
- 3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項 を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けた都道府県行動計画について、必要があると認める ときは、当該都道府県知事に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。
- 7 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長 (当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。以下同じ。)、指定 地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、 資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
- 8 前条第5項の規定は、都道府県行動計画の作成について準用する。
- 9 第3項から前項までの規定は、都道府県行動計画の変更について準用する。

(市町村行動計画)

- 第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策 の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を作成するものとする。
- 2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
  - (2) 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

- イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
- ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- (3) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- (4) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する 事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めると きは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 第6条第5項及び前条第7項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。
- 8 第3項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。 (指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画)
- 第9条 指定公共機関又は指定地方公共機関は、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、 その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画(以下「業務計画」という。)を作成 するものとする。
- 2 業務計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 当該指定公共機関又は指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項
  - (2) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
  - (3) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項
- 3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、指定 公共機関にあっては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定 地方公共機関にあっては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。 この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対 し、必要な助言をすることができる。
- 4 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、これを関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 第7条第7項の規定は、業務計画の作成について準用する。
- 6 前3項の規定は、業務計画の変更について準用する。

(物資及び資材の備蓄等)

第10条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関(第12条及び第51条において「指定行政機関の長等」という。)は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、

若しくは点検しなければならない。

(災害対策基本法の規定による備蓄との関係)

第11条 前条の規定による物資及び資材の備蓄と、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄とは、相互に兼ねることができる。

(訓練)

- 第12条 指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。
- 2 都道府県公安委員会は、前項の訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政 令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者 又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
- 3 指定行政機関の長等は、第1項の訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を要請することができる。

(知識の普及等)

第13条 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

### 第3章 新型インフルエンザ等の発生時における措置

(新型インフルエンザ等の発生等に関する報告)

第14条 厚生労働大臣は、感染症法第44条の2第1項又は第44条の6第1項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表するときは、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生の状況、当該新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。

(政府対策本部の設置)

- 第15条 内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第6条第6項第1号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法(昭和22年法律第5号)第12条第4項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)を設置するものとする。
- 2 内閣総理大臣は、政府対策本部を置いたときは、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(政府対策本部の組織)

- 第16条 政府対策本部の長は、新型インフルエンザ等対策本部長(以下「政府対策本部長」という。) とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。
- 2 政府対策本部長は、政府対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 3 政府対策本部に、新型インフルエンザ等対策副本部長(以下この条及び第20条第3項において「政府対策副本部長」という。)、新型インフルエンザ等対策本部員(以下この条において「政府対策本部員」という。)その他の職員を置く。
- 4 政府対策副本部長は、国務大臣をもって充てる。
- 5 政府対策副本部長は、政府対策本部長を助け、政府対策本部長に事故があるときは、その職務を代

理する。政府対策副本部長が2人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ政府対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

- 6 政府対策本部員は、政府対策本部長及び政府対策副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。 この場合において、国務大臣が不在のときは、そのあらかじめ指名する副大臣(内閣官房副長官を含 む。)がその職務を代行することができる。
- 7 政府対策副本部長及び政府対策本部員以外の政府対策本部の職員は、内閣官房の職員、指定行政機関の長(国務大臣を除く。) その他の職員又は関係する指定地方行政機関の長その他の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 新型インフルエンザ等が国内において発生した場合には、政府対策本部に、政府対策本部長の定めるところにより政府対策本部の事務の一部を行う組織として、新型インフルエンザ等現地対策本部(以下この条において「政府現地対策本部」という。)を置くことができる。この場合においては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第4項の規定は、適用しない。
- 9 政府対策本部長は、前項の規定により政府現地対策本部を置いたときは当該政府現地対策本部の名 称並びに設置の場所及び期間を、当該政府現地対策本部を廃止したときはその旨を、国会に報告する とともに、これを公示しなければならない。
- 10 政府現地対策本部に、新型インフルエンザ等現地対策本部長(次項及び第12項において「政府現地 対策本部長」という。)及び新型インフルエンザ等現地対策本部員(同項において「政府現地対策本 部員」という。)その他の職員を置く。
- 11 政府現地対策本部長は、政府対策本部長の命を受け、政府現地対策本部の事務を掌理する。
- 12 政府現地対策本部長及び政府現地対策本部員その他の職員は、政府対策副本部長、政府対策本部員 その他の職員のうちから、政府対策本部長が指名する者をもって充てる。

(政府対策本部の所掌事務)

- 第17条 政府対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が次条第1項に規定する基本的対処方針に基づき 実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること。
  - (2) 第20条第1項及び第33条第1項の規定により政府対策本部長の権限に属する事務
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(基本的対処方針)

- 第18条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針(以下「基本的対処方針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
  - (2) 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
  - (3) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項
- 3 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めたときは、直ちに、これを公示してその周知を図らなければならない。
- 4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
- 5 前2項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。

(指定行政機関の長の権限の委任)

第19条 指定行政機関の長は、政府対策本部が設置されたときは、新型インフルエンザ等対策の実施の

ため必要な権限の全部又は一部を当該政府対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(政府対策本部長の権限)

- 第20条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県の知事その他の執行機関(以下「都道府県知事等」という。)並びに指定公共機関に対し、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。
- 2 前項の場合において、当該都道府県知事等及び指定公共機関は、当該都道府県又は指定公共機関が 実施する新型インフルエンザ等対策に関して政府対策本部長が行う総合調整に関し、政府対策本部長 に対して意見を申し出ることができる。
- 3 政府対策本部長は、第1項の規定による権限の全部又は一部を政府対策副本部長に委任することができる。
- 4 政府対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(政府対策本部の廃止)

- 第21条 政府対策本部は、第15条第1項に規定する新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度 が、感染症法第6条第6項第1号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておお むね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法第44条の2第3項の規定による公表 がされ、若しくは感染症法第53条第1項の政令が廃止されたときに、廃止されるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、政府対策本部が廃止されたときは、その旨を国会に報告するとともに、これを公 示しなければならない。

(都道府県対策本部の設置及び所掌事務)

- 第22条 第15条第1項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動 計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。
- 2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指 定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関 する事務をつかさどる。

(都道府県対策本部の組織)

- 第23条 都道府県対策本部の長は、都道府県対策本部長とし、都道府県知事をもって充てる。
- 2 都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者(道府県知事が設置するものにあっては、第4号 に掲げる者を除く。)をもって充てる。
  - (1) 副知事
  - (2) 都道府県教育委員会の教育長
  - (3) 警視総監又は道府県警察本部長
  - (4) 特別区の消防長
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから任命する者
- 3 都道府県対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。
- 4 都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県の職員以外の者

を都道府県対策本部の会議に出席させることができる。

(都道府県対策本部長の権限)

- 第24条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速 に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及 び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調 整を行うことができる。
- 2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関(第33条第2項において「関係市町村長等」という。)又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。
- 3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定 行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を 所管する指定地方行政機関の長(当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長)又は 当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。
- 4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及 び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することがで きる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わな ければならない。
- 5 都道府県対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 6 都道府県対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の 関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況につい て報告又は資料の提出を求めることができる。
- 7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の 区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう 求めることができる。
- 8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。
- 9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(都道府県対策本部の廃止)

第25条 第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都 道府県対策本部を廃止するものとする。

(条例への委任)

第26条 第22条から前条まで及び第33条第2項に規定するもののほか、都道府県対策本部に関し必要な 事項は、都道府県の条例で定める。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の応援の要求)

第27条 指定公共機関又は指定地方公共機関は、その業務に係る新型インフルエンザ等対策を実施する

ため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共 団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合に おいて、応援を求められた指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、 正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

### (特定接種)

- 第28条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要 があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。
  - (1) 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(第3項及び第4項において「登録事業者」という。)のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
  - (2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。
- 2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、第1項の規定による指示に基づき行う予防接種(以下この条及び第31条において「特定接種」という。)及び同項第1号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。
- 4 厚生労働大臣は、特定接種及び第1項第1号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長(財政法(昭和22年法律第34号)第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。)に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法(第22条及び第23条を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第7条及び第7条の2中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第11条第1項、第14条及び第15条第1項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第11条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、同法第21条第1項中「市町村(第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあり、及び同条第2項中「市町村」とあるのは「国」とする。
- 6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法 (第22条及び第23条を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第11条第1項、第14条及 び第15条第1項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第11条第1項中「当該市町村の 区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種」とあるのは「その行う臨時の予防接種」 と、同法第21条第1項中「市町村(第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市 町村)」とあり、及び同条第2項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。
- 7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法(第 22条及び第23条を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第11条第1項中「当該市町村 の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、同法第21条第1項中「市町村(第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市 町村)」とあるのは「市町村」とする。

(停留を行うための施設の使用)

- 第29条 厚生労働大臣は、外国において新型インフルエンザ等が発生した場合には、発生国(新型インフルエンザ等の発生した外国をいう。以下この項において同じ。)における新型インフルエンザ等の発生及びまん延の状況並びに我が国における検疫所の設備の状況、検疫法(昭和26年法律第201号)第14条第1項第2号に掲げる措置(第5項及び次条第1項において「停留」という。)をされるべき者の増加その他の事情を勘案し、検疫を適切に行うため必要があると認めるときは、検疫港(同法第3条に規定する検疫港をいう。第4項において同じ。)及び検疫飛行場(同法第3条に規定する検疫飛行場をいう。第4項において同じ。)のうち、発生国を発航し、又は発生国に寄航して来航しようとする船舶又は航空機(当該船舶又は航空機の内部に発生国内の地点から乗り込んだ者がいるものに限る。第4項及び次条第2項において「特定船舶等」という。)に係る検疫を行うべきもの(以下この条において「特定検疫港等」という。)を定めることができる。
- 2 厚生労働大臣は、特定検疫港等を定めようとするときは、国土交通大臣に協議するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、特定検疫港等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。
- 4 検疫所長は、特定検疫港等以外の検疫港又は検疫飛行場に、特定船舶等が来航したときは、特定検 疫港等に回航すべき旨を指示するものとする。
- 5 特定検疫港等において検疫を行う検疫所長(第71条第1項において「特定検疫所長」という。)は、特定検疫港等において検疫をされるべき者が増加し、停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合において、検疫を適切に行うため必要があると認めるときであって、病院若しくは診療所若しくは宿泊施設(特定検疫港等の周辺の区域であって、特定検疫港等からの距離その他の事情を勘案して厚生労働大臣が指定する区域内に存するものに限る。以下この項において「特定病院等」という。)の管理者が正当な理由がないのに検疫法第16条第2項(同法第34条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)若しくは第34条の4第1項の規定による委託を受けず、若しくは同法第16条第2項の同意をしないとき、又は当該特定病院等の管理者の所在が不明であるため同項若しくは同法第34条の4第1項の規定による委託をできず、若しくは同法第16条第2項の同意を求めることができないときは、同項又は同法第34条の4第1項の規定にかかわらず、同法第16条第2項若しくは第34条の4第1項の規定による委託をせず、又は同法第16条第2項の同意を得ないで、当該特定病院等を使用することができる。
- 6 第2項及び第3項の規定は、特定検疫港等の変更について準用する。

(運航の制限の要請等)

- 第30条 厚生労働大臣は、前条の規定による措置を講じても停留を行うことが著しく困難であると認められ、新型インフルエンザ等の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止できないおそれがあるときは、政府対策本部長に対し、その旨を報告しなければならない。
- 2 政府対策本部長は、前項の規定による報告を踏まえ、新型インフルエンザ等の国内における発生を 防止し、国民の生命及び健康に対する著しく重大な被害の発生並びに国民生活及び国民経済の混乱を 回避するため緊急の必要があると認めるときは、国際的な連携を確保しつつ、特定船舶等の運航を行 う事業者に対し、当該特定船舶等の来航を制限するよう要請することができる。
- 3 政府対策本部長は、前項の規定による要請をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(医療等の実施の要請等)

第31条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者(以下「患者等」という。)に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者(以下「医療関係者」という。)

に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。

- 2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。
- 3 医療関係者が正当な理由がないのに前2項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び 都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種(以下この条及び第62条第2項において「患者等 に対する医療等」という。)を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、 患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前2項の事項 を書面で示さなければならない。
- 4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前3項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行う ことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命 及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第2項又は第 3項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

# 第4章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

## 第1節 通則

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

- 第32条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える おそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。)が国 内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は そのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態(以下「新型インフルエンザ等緊急事 態」という。)が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲 げる事項の公示(第5項及び第34条第1項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。) をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。
  - (1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
  - (2) 新型インフルエンザ等緊急事態措置(第46条の規定による措置を除く。)を実施すべき区域
  - (3) 新型インフルエンザ等緊急事態の概要
- 2 前項第1号に掲げる期間は、2年を超えてはならない。
- 3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第1項第1号に掲げる期間を延長し、又は同項第2号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。
- 4 前項の規定により延長する期間は、1年を超えてはならない。
- 5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態 措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣 言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)をし、及び国会に報告するものと する。
- 6 政府対策本部長は、第1項又は第3項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

(政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示)

- 第33条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第20条第1項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに第19条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県知事等並びに指定公共機関に対し、必要な指示をすることができる。この場合においては、第20条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 2 都道府県対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第24条第1項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係市町村長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

(市町村対策本部の設置及び所掌事務)

- 第34条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めると ころにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。
- 2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(市町村対策本部の組織)

- 第35条 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。
- 2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 副市町村長
  - (2) 市町村教育委員会の教育長
  - (3) 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長)
  - (4) 前号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者
- 3 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。
- 4 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市 町村対策本部の会議に出席させることができる。

(市町村対策本部長の権限)

- 第36条 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ 迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型 インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。
- 2 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並び に指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調 整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認め るときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 3 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関 及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第24条第4項の規定による 要請を行うよう求めることができる。
- 4 市町村対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 5 市町村対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報

告又は資料の提出を求めることができる。

- 6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエン ザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 7 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速 に実施するため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る 新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

(準用)

第37条 第25条及び第26条の規定は、市町村対策本部について準用する。この場合において、第25条中「第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは「第32条第5項の公示がされた」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、第26条中「第22条から前条まで及び第33条第2項」とあるのは「第34条から第36条まで及び第37条において読み替えて準用する第25条」と、「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

(特定都道府県知事による代行)

- 第38条 その区域の全部又は一部が第32条第1項第2号に掲げる区域内にある市町村(以下「特定市町村」という。)の長(以下「特定市町村長」という。)は、新型インフルエンザ等のまん延により特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、当該特定市町村の属する都道府県(以下「特定都道府県」という。)の知事(以下「特定都道府県知事」という。)に対し、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部の実施を要請することができる。
- 2 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内の特定市町村長から前項の規定による要請を受けたときは、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部を当該特定市町村長に代わって実施しなければならない。
- 3 特定都道府県知事は、前項の規定により特定市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、 その旨を公示しなければならない。
- 4 第2項の規定による特定都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。 (他の地方公共団体の長等に対する応援の要求)
- 第39条 特定都道府県の知事その他の執行機関(以下「特定都道府県知事等」という。)は、当該特定 都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、 他の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。
- 2 特定市町村の長その他の執行機関(以下「特定市町村長等」という。)は、当該特定市町村の区域 に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の 長その他の執行機関に対し、応援を求めることができる。
- 3 前2項の応援に従事する者は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施については、当該応援を 求めた特定都道府県知事等又は特定市町村長等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、 警察官にあっては、当該応援を求めた特定都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものと する。
- 第40条 特定市町村長等は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、特定都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた特定都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(事務の委託の手続の特例)

第41条 特定市町村は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するた

め必要があると認めるときは、地方自治法第252条の14及び第252条の15の規定にかかわらず、政令で 定めるところにより、その事務又は特定市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に 委託して、当該他の地方公共団体の長等にこれを管理し、及び執行させることができる。

(職員の派遣の要請)

- 第42条 特定都道府県知事等又は特定市町村長等は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため 必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又 は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人(独立行政法人通則法第2条第2項に規 定する特定独立行政法人をいう。)をいう。以下この項及び次条において同じ。)に対し、当該指定 行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 2 その区域の全部又は一部が第32条第1項第2号に掲げる区域内にある地方公共団体の委員会及び委員は、前項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の長に協議しなければならない。
- 3 特定市町村長等が第1項の規定による職員の派遣を要請するときは、特定都道府県知事等を経由してするものとする。ただし、人命の保護のために特に緊急を要する場合については、この限りでない。 (職員の派遣義務)
- 第43条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに特定指定公共機関及び特定指定地方公共機関(指定地方公共機関である地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)は、前条第1項の規定による要請又は地方自治法第252条の17第1項若しくは地方独立行政法人法第91条第1項の規定による求めがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(職員の身分取扱い)

第44条 災害対策基本法第32条の規定は、前条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第32条第1項中「災害派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。

## 第2節 まん延の防止に関する措置

(感染を防止するための協力要請等)

- 第45条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。
- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設(通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。)、興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する興行場をいう。)その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(次項において「施設管理者等」という。)に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。
- 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国

民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4 特定都道府県知事は、第2項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、 その旨を公表しなければならない。

(住民に対する予防接種)

- 第46条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる重要事項として、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。
- 2 前項の規定により予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、 新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期 的な影響を考慮するものとする。
- 3 第1項の規定により基本的対処方針において予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第2項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第21条第1項中「市町村(第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあるのは「市町村」とする。
- 4 前項に規定する場合においては、予防接種法第22条及び第23条の規定は、適用しない。
- 5 市町村長は、第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 6 第31条第2項から第5項までの規定は、第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条 第1項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第31条第2項から第4項までの 規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

### 第3節 医療等の提供体制の確保に関する措置

(医療等の確保)

第47条 病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者(薬事法第12条第1項の医薬品又は医療機器の製造販売業の許可を受けた者をいう。)、医薬品等製造業者(同法第13条第1項の医薬品又は医療機器の製造業の許可を受けた者をいう。)若しくは医薬品等販売業者(同法第24条第1項の医薬品の販売業又は同法第39条第1項の高度管理医療機器等(同項に規定する高度管理医療機器等をいう。)の販売業の許可を受けた者をいう。第54条第2項において同じ。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(臨時の医療施設等)

第48条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設(第4項において「医療施設」という。)であって特定都道府県知事が臨時に開設するもの(以下この条及び次条において「臨時の医療施設」という。)において医

療を提供しなければならない。

- 2 特定都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施 に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。
- 3 消防法(昭和23年法律第186号)第17条第1項及び第2項の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。この場合において、特定都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。
- 4 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法(平成16年 法律第110号)第77条第1項、第3項及び第4項の規定は、特定都道府県知事が行う医療施設の応急の 修繕及び臨時の医療施設の建築について準用する。この場合において、建築基準法第85条第1項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定により 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの」とあるのは「同項第2号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と、景観法第77条第1項中「非常 災害があった」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長 が指定するものの」とあるのは「同項第2号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と読み替えるものとする。
- 5 医療法 (昭和23年法律第205号) 第4章の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。
- 6 特定都道府県の区域内において病院を開設した者又は医療法第7条第1項に規定する臨床研修等修 了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で特定都道府県の区域内において診療所を開設したもの が、新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、病床数その他同条 第2項の厚生労働省令で定める事項を変更しようとする場合については、当該医療の提供を行う期間 (6月以内の期間に限る。)に限り、同項の規定は、適用しない。
- 7 前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して10日以内に、 当該病院又は診療所の所在地の特定都道府県知事(診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区 の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長)に当該変更の内容 を届け出なければならない。

(土地等の使用)

- 第49条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たり、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資(以下この条及び第72条第1項において「土地等」という。)を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。
- 2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めることができないときは、特定都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

## 第4節 国民生活及び国民経済の安定に関する措置

(物資及び資材の供給の要請)

第50条 特定都道府県知事又は特定市町村長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、新型インフルエン

ザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、特定都道府県知事に あっては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定市町村長にあっては特定都道府県 知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請することがで きる。

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

第51条 指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その備蓄する物資及び資材 の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(電気及びガス並びに水の安定的な供給)

- 第52条 電気事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者をいう。)及びガス事業者(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業者をいう。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。
- 2 水道事業者(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第5項に規定する水道事業者をいう。)、水道 用水供給事業者(同項に規定する水道用水供給事業者をいう。)及び工業用水道事業者(工業用水道 事業法(昭和33年法律第84号)第2条第5項に規定する工業用水道事業者をいう。)である地方公共 団体及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその都道府県行動 計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要 な措置を講じなければならない。

(運送、通信及び郵便等の確保)

- 第53条 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置を講じなければならない。
- 2 電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければならない。
- 3 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者をいう。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(緊急物資の運送等)

- 第54条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエン ザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行 政機関の長にあっては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあっては運送事業 者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所及び期日 を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材(第3項において「緊急物資」という。)の運送を要請することができる。
- 2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等 緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機 関の長にあっては医薬品等販売業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあっては医薬品 等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、配送すべき医薬品又は医療機器並びに

配送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品又は医療機器の配送を要請することができる。

3 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前2項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送又は医薬品若しくは医療機器の配送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前2項の事項を書面で示さなければならない。

(物資の売渡しの要請等)

- 第55条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資(医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。)であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの(以下「特定物資」という。)について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。
- 2 特定物資の所有者が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県 知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、当 該特定物資を収用することができる。
- 3 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。
- 4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、特定都道府県知事の行う新型インフルエンザ等緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は特定都道府県知事から要請があったときは、自ら前3項の規定による措置を行うことができる。

(埋葬及び火葬の特例等)

- 第56条 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが 困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるとき は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律(昭 和23年法律第48号)第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができる。
- 2 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、埋葬又は火葬を行わなければならない。
- 3 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めると ころにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。 (新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等)
- 第57条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条から第6条までの規定は、新型インフルエンザ等緊急事態(新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合に限る。)について準用する。この場合において、同法第2条の見出し中「特定非常災害」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態」と、同条第1項中「非常災害の被害者」とあるのは「新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と、「法人の存立、」とあるのは「法人の存立若しくは」と、「解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定」とあるのは「解決」と、「特定非常災害として」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態として」と、「特定非常災害が」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態が」と、同項並びに同法第3条第1項、第4条第1項、

第5条第1項及び第5項並びに第6条中「特定非常災害発生日」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態発生日」と、同法第2条第2項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項並びに第6条中「特定非常災害に」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態に」と、同法第3条第1項及び第3項中「特定非常災害の被害者」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態における新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と読み替えるものとする。

(金銭債務の支払猶予等)

- 第58条 内閣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の急速かつ広範囲なまん延により経済活動が著しく停滞し、かつ、国の経済の秩序を維持し及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがないときは、金銭債務の支払(賃金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。)の延期及び権利の保存期間の延長について必要な措置を講ずるため、政令を制定することができる。
- 2 災害対策基本法第109条第3項から第7項までの規定は、前項の場合について準用する。 (生活関連物資等の価格の安定等)
- 第59条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ 等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画、都道府県 行動計画又は市町村行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する 緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければ ならない。

(新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資)

第60条 政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な金融を行い、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通貨及び金融の安定)

第61条 日本銀行は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その業務計画で定めるところにより、 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金 決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講じなければならない。

### 第5章 財政上の措置等

(損失補償等)

- 第62条 国及び都道府県は、第29条第5項、第49条又は第55条第2項、第3項若しくは第4項(同条第 1項に係る部分を除く。)の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ず べき損失を補償しなければならない。
- 2 国及び都道府県は、第31条第1項若しくは第2項(第46条第6項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による要請に応じ、又は第31条第3項(第46条第6項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による指示に従って患者等に対する医療等を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。
- 3 前2項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(損害補償)

- 第63条 都道府県は、第31条第1項の規定による要請に応じ、又は同条第3項の規定による指示に従って患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。
- 2 前項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(医薬品等の譲渡等の特例)

第64条 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資を無償又は時価よりも低い対価で譲渡し、貸し付け、又は使用させることができる。

(新型インフルエンザ等緊急事態措置等に要する費用の支弁)

第65条 法令に特別の定めがある場合を除き、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他この法律の規 定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁する。

(特定都道府県知事が特定市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁)

第66条 第38条第2項の規定により特定都道府県知事が特定市町村の新型インフルエンザ等緊急事態措置を代行した場合において、当該特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなる前に当該特定市町村の長が実施した新型インフルエンザ等緊急事態措置のために通常要する費用で、当該特定市町村に支弁させることが困難であると認められるものについては、当該特定市町村の属する特定都道府県が支弁する。

(他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁)

- 第67条 第39条第1項若しくは第2項又は第40条の規定により他の地方公共団体の長等の応援を受けた 特定都道府県知事等の属する特定都道府県又は当該応援を受けた特定市町村長等の属する特定市町村 は、当該応援に要した費用を支弁しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該応援を受けた特定都道府県知事等の属する特定都道府県又は当該応援を 受けた特定市町村長等の属する特定市町村が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該特定都道 府県又は当該特定市町村は、当該応援をする他の地方公共団体の長等が属する地方公共団体に対し、 当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(特定市町村長が特定都道府県知事の措置の実施に関する事務の一部を行う場合の費用の支弁)

- 第68条 特定都道府県は、特定都道府県知事が第48条第2項又は第56条第3項の規定によりその権限に 属する措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととしたときは、当該特定市町村長に よる当該措置の実施に要する費用を支弁しなければならない。
- 2 特定都道府県知事は、第48条第2項若しくは第56条第3項の規定によりその権限に属する措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととしたとき、又は特定都道府県が当該措置の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、特定市町村に当該措置の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。

(国等の負担)

- 第69条 国は、第65条の規定により都道府県が支弁する第48条第1項、第56条第2項、第62条第1項及び第2項並びに第63条第1項に規定する措置に要する費用に対して、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担する。
  - (1) 当該費用の総額が、第15条第1項の規定により政府対策本部が設置された年の4月1日の属する会計年度(次号において「当該年度」という。)における当該都道府県の標準税収入(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第2条第4項に規定する標準税収入をいう。

次号において同じ。)の100分の2に相当する額以下の場合 当該費用の総額の100分の50に相当する額

- (2) 当該費用の総額が当該年度における当該都道府県の標準税収入の100分の2に相当する額を超える場合 イからハまでに掲げる額の合計額
- イ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の100分の2の部分の額の 100分の50に相当する額
- ロ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の100分の2を超え、100分の4以下の部分の額の100分の80に相当する額
- ハ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の100分の4を超える部分の 額の100分の90に相当する額
- 2 前項の規定は、第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第21条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第6条第1項の規定による予防接種を行うために要する費用及び当該予防接種に係る同法第11条第1項の規定による給付に要する費用について準用する。この場合において、前項中「当該都道府県」とあるのは「当該市町村」と、「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同項第2号中「100分の4」とあるのは「100分の2」と読み替えるものとする。
- 3 都道府県は、第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第21条の規定により市町村が支弁する費用の額から前項において読み替えて準用する第1項の規定により国が負担する額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を負担する。

(新型インフルエンザ等緊急事態に対処するための国の財政上の措置)

第70条 国は、前条に定めるもののほか、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために地方公共団体が支弁する費用に対し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

## 第6章 雑則

(公用令書の交付)

- 第71条 第29条第5項、第49条第2項並びに第55条第2項、第3項及び第4項(同条第1項に係る部分を除く。)の規定による処分については、特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、政令で定めるところにより、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合その他の政令で定める場合にあっては、政令で定めるところにより事後に交付すれば足りる。
- 2 災害対策基本法第81条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。 (立入検査等)
- 第72条 特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、第49条の規定により土地等を使用し、又は第55条第2項若しくは第4項の規定により特定物資を収用し、若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により特定物資の保管を命ずるため必要があるときは、その職員に当該土地若しくは家屋又は当該物資若しくは当該特定物資の所在する場所若しくは当該特定物資を保管させる場所に立ち入り、当該土地、家屋、物資又は特定物資の状況を検査させることができる。
- 2 特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、第55条第3項又は第4項の規定により特定物資を保管させたときは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該特定物資を保管させてある場所に立ち入り、当該特定物資の保管の状況を検査させることができる。
- 3 前2項の規定により特定都道府県又は指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

- 4 前項の場合において、その職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(特別区についてのこの法律の適用)

第73条 この法律(第48条第7項を除く。)の適用については、特別区は、市とみなす。

(事務の区分)

第74条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務(都道府県警察が処理することとされているものを除く。)は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(政令への委任)

第75条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

# 第7章 罰則

- 第76条 第55条第3項の規定による特定都道府県知事の命令又は同条第4項の規定による指定行政機関の長者しくは指定地方行政機関の長の命令に従わず、特定物資を隠匿し、損壊し、廃棄し、又は搬出した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- 第77条 第72条第1項若しくは第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処する。
- 第78条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務 に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条 の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第2条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要がある と認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるもの とする。

※参考資料 5 新型インフルエンザ等対策特別措置法